

## 令和7年度 第2回 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日 時：令和8年3月10（火）  
13：30～16：30  
場 所：長野保健福祉事務所303号会議室

### 1 開 会

（井口課長補佐）

ただいまから、「令和7年度第2回長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日全体の進行を務めさせていただきます事務局の児童相談・養育支援室の井口でございます。よろしくお願い申し上げます。

当分科会は、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会の各規定により運営が行われますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは会議に先立ちまして、長野県児童相談・養育支援室長の小川より御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

（小川児童相談・養育支援室長）

皆さん、こんにちは。児童相談・養育支援室長の小川でございます。

本来であれば、こども若者局長の酒井より御挨拶申し上げるところですが、急遽所用によりまして欠席となってしまいましたので、代わりに私から御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、今年度2回目の長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

専門委員の皆様におかれましては、日頃より本県の児童福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

前回の分科会では、昨年3月に策定いたしました社会的養育推進計画の後期計画について、その基本的な方向性や重点的に取り組むべき事項、推進体制、現状及び目指すべき指標などを御説明いたしました。

今年度は、この後期計画の実行段階といたしまして、関係機関との連携の下、家庭養育の推進や支援体制の整備に向けまして、圏域ごとに地域懇談会を開催し、多(他)機関、多職種の皆様と地域の現状や課題を共有しながら、家庭支援の一層の充実に向けた検討、さらには子どもの最善の利益を実現するためのパーマネンシー保障の理念の共有、QPIの推進、社会的養護下の子どもたちへのアンケート調査の実施など、計画の理念を具体化するための基盤づくりにも取り組んできたところでございます。

本日の分科会では、こうした取組状況に加えまして、来年度の主要な施策、それから今後の方向性について、委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

子どもたちが幸せに育つためには、子育て家庭への支援の充実、社会的養護下の子どもが家庭と同様な生活や権利保障を受けられる環境づくり、そして自立後に安心できる居場所やつながりを確保することなど、切れ目のない支援が必要でございます。

そのためには、県、児童相談所のみならず、市町村、児童福祉施設、里親、地域の関係機関など関わる全ての方々が共通の目線で協働することが不可欠だと考えております。

それぞれの専門性を持つ皆様からの御意見は、本県の児童福祉の進展にとって欠かすことのできないものでございます。本日も忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の当たっての御挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

(井口課長補佐)

ありがとうございます。以降着座で失礼いたします。

本日、本年度第2回目の分科会の開催ということで、自己紹介等は省略いたします。お手元の出席者名簿を御確認いただければと思いますが、今申し上げたとおり、こども若者局長の酒井が本日欠席となっております。申し訳ございません。それから、委員の皆様に関してですが、川瀬委員と中山委員が所用により本日どうしても出席がかなわないということで御欠席でいらっしゃいます。また、島岡委員に関しましては、少し遅れてこちらに御到着ということで御連絡をいただいておりますので、あらかじめ御案内申し上げます。

本日、専門委員全員で12名のうち、今申し上げた2人の欠席とお一人が遅れていらっしゃるということで、現在9名の委員の皆様にご出席をいただいております。分科会の運営要領第5の1の規定によりまして、この分科会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、室長ですけれども、所用が重なっております、途中1時間弱、2時頃から退席させていただきますので、あらかじめ御承知おきをいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります前に資料の確認をお願いしたいと思います。次第と、今申し上げました名簿、それから資料1、2、3、4、それから5-1、5-2、5-3という形で、資料は3種類ございます。それから資料6、7、8、9ということで、資料が1～9までお配りしておりますが、お手元に不足等ございませんか。資料がたくさんありますので申し訳ありません。もし途中で乱丁等ございましたら、またお申しつけいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、毎度のことではございますけれども、本日の会議は記録の正確性を期す観点から審議内容を録音させていただきますので、あらかじめ御了解いただければと思います。

### 3 会議事項

#### (1) 長野県社会的養育推進計画（後期計画）の令和7年度の取組状況

- ・令和7年度の取組一覧
  - ・地域懇談会及び市町村伴走型支援の取組状況
  - ・市町村状況調査結果
  - ・パーマネンシー保障の取組
  - ・QPI推進の取組
- (2) 長野県社会的養育に関する実態調査の報告
- (3) その他
- ・評価指標に関する報告
  - ・社会的養育の推進に係る令和8年度の主要な事業
  - ・長野県里親認定基準の扱い
- (4) 意見交換

(井口課長補佐)

それでは、これより会議事項に入ります。上鹿渡分科会長に審議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(上鹿渡分科会長)

それでは始めたいと思います。

議事を始める前に、本日の議事進行に関わり一つ確認をさせていただきます。本分科会は、議事録、資料を含め公開の上開催することとしております。委員の皆様、よろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

それでは、会議事項の(1)「長野県社会的養育推進計画(後期計画)の令和7年度取組状況」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(渡辺担当係長)

児童相談・養育支援室の渡辺と申します。私から資料1につきまして御説明いたします。着座で失礼いたします。

お手元の資料1「長野県社会的養育推進計画(後期計画)令和7年度における取組状況等について」の資料を御覧いただければと思います。こちらは、取組状況の中で、長野県社会的養育推進計画全体に関わる取組、それから、社会的養育推進(市町村支援等)という記載、それから2ページ目にありますが、パーマネンシーの取組、それからQPIの取組という形で取組状況を分けたので、それぞれのところから主な取組をお話しした上で、取り組んだところの具体的な詳細を御説明するようなどころでお話ししたいと思います。

私からは、一つ目の全体に関わる取組と市町村支援等というところを御説明したいと思います。

前回の分科会でお話ししたところは省略したいと思います。こちらの全体に関わる取組のうち、12月12日に開催したところから御説明したいと思います。先進事例の共有研修ということで、「他機関との連携支援ネットワークの活動について」を議題にしまして、福井県の越前市にごございます社会的養育総合支援センター、これは児童家庭支援センターですが、「一陽」の橋本総括所長を講師にお招きしまして、児童家庭支援センターを中心とした地域連携や家庭支援事業の実施について研修会を開催したところがございます。

こちらに記載はございませんが、オンラインも含め、約120名に御参加いただきました。

続きまして、その下の市町村支援でどんなことをやったかを御説明いたします。前回もお話ししたところですが、その後の経過もございまして御説明いたします。

令和7年8月のところに記載しておりますが、こども家庭庁の伴走相談支援を活用した市町村ワークショップにつきまして、8月から継続的に実施いたしました。振り返りになりますが、グループを分けて、こども家庭センターの設置のグループをAとしまして、サポートプラン作成のグループをB、家庭支援事業実施のグループをCとしましてワークショップを進めたところがございます。詳細は後ほど御説明いたします。

それから、令和7年10月のところになりますが、第2回の社会的養育推進に係る地域懇談会ということで進めました。こちらは第1回の懇談会の議論を踏まえまして、県内の10圏域で今開催しております、まだ全てではないですが、開催しております。

この市町村支援につきましては、私から詳細について御説明いたします。おめくりいただきまして、資料2を御覧いただければと思います。

ただいま申し上げました地域懇談会の実施状況等について御説明いたします。

資料がカラー刷りになっておりまして、左側の緑色のところにつきましては、前回の分科会で御報告いたしました。第1回の実施の日程でございます。その後第2回、回数が多いところでは第5回までやらせていただきましたが、地域懇談会を御覧のとおり実施したところがございます。

全てではございませんが、状況について簡単に御説明いたします。

例えば、佐久の地域では、第1回で、南佐久と北佐久を分けたほうがよいのではないかという議論がございましたので、南佐久につきましては、こども家庭センターの設置に向けた庁内理解を得ることを議論いたしました。北佐久につきましては、児童家庭支援センターや民間のフォスタリング機関をハブとする体制整備や、家庭支援事業の充実について懇談の機会を設けました。

上から4番目の上伊那ですが、協力家庭によるすくすくパートナー、これは家庭支援事業のうちの子育て短期支援事業で、里親さんではなくて一般家庭の協力家庭によりすくすくパートナーという事業や、里親等のショートステイの実施や拡大をテーマに議論し、今後もそういったところを課題にしております。課題としましては、自宅以外の実施場所や緊急的な受入れ先の確保、里親さん同士のピアサポート、フォローアップ等が必要だということで、今後の課題としております。

上伊那の地域の中のチーム養育の強化ということで、児童家庭支援センターや里親支援センターをハブ、中心とした相談サポート体制を構築していくことを今後の方向性、課題として設定しておるところでございます。それは議論の中で出てきた課題という位置づけでございます。

その二つ下になりますが、圏域の中でも規模が異なりますので、木曽の地域というところでも御紹介をしたいと思います。比較的圏域内の人口が少ないところでございますが、地域住民が利用しやすいファミリーサポート事業の検討ということで、第2回の議論の中で話が出ておりました。このファミリーサポート事業につきましては、子育ての手助けということで、協力していただける御家庭に手助けをお願いする事業ですが、そういったものの検討ということで議論がなされました。

また、そういったファミリーサポートがどうやったら利用しやすくなるかというところで、広域での研修の実施や人材の活用等といったことも議論がされたところでございます。

そういった中で、地域でございます児童養護施設のほうが調整機能を果たしたり、市町村や地域の資源のバックアップを担うといったことで、地域資源を担えるのではないかとといったことも議論がされたところでございます。

また、その下の松本地域でございますが、松本もやはり市部と郡部で議論が異なるといった状況がございまして、第1回目のそういった議論を踏まえ、2回目以降につきましては、市部と郡部を分けて議論がなされました。

市部の松本市、安曇野市、塩尻市につきましては、里親等ショートステイの実施拡大といった議論されたところですが、実施を先行している市の課題の共有、他市への展開といったところが今後のテーマになってくるかと思っております。

また、郡部につきましては担い手の検討が課題となっております。こども家庭センターは既に設置済みですが、里親ショートステイ、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業といった担い手を今後も検討することが課題でございます。

その下の長野地域ですが、さらに第1回目で三つに分けるといった議論がありました。三つというのは記載がございまして、更埴の地域、須高・上水内の地域、それから長野市といった分けでございます。

現段階で開催したのは、更埴が2月16日、須高・上水内が3月3日で、例えば、須高・上水内の地域では、サポートプランの作成や試行を含むこども家庭センターの取組の好事例がございましたので、そういった好事例を共有しまして、地域の市町村へ波及するといった議論がなされたところでございます。

資料をおめくりいただきまして「市町村ワークショップの開催状況及び取組状況について」を御覧いただければと思います。冒頭で市町村ワークショップについて触れました。こちらは資料が国の伴走支援事業を活用したワークショップの開催状況です。

先ほど申し上げましたとおり、テーマをA、B、Cに分けて、テーマごとに今年度AとCは4回、Bについては3回開催したところでございます。

簡単ではございますが、要約をして御説明いたします。

まず、テーマAにつきましては、先ほど申し上げましたが、こども家庭センターの設置に向けて取り組むといったテーマを設定し、ワークショップを開催してきたところでございます。

最初に挙げられました課題としましては、児童福祉、それから母子分野の情報共有が不足している、フローが異なるとなかなか児童と母子の分野の連携がしづらい、また、設置に当たって庁外の調整が必要である、また人材が不足しているといったところから議論が始まったところでございます。

そういった中で、第2回目で参考となる事例の導入検討がなされたり、第3回の中ではサポートプランの活用の利点の共有、これはこども家庭センターの活用の中での話という形ですが、利点を共有したり、県とこども家庭センターの連携の在り方なども議論がなされました。

また、第4回では、こども家庭センターと協働できる保育所・学校等との協働の在り方や、こども家庭センターが取り組む家庭支援事業の充実なども議論がなされたところでございます。

そういった議論を踏まえまして、この1～4回までの総括としましては、一番右側の列にございますが、やはり今後検討すべきこととしましては、児童福祉と母子保健分野の連携ということが重要だといったところで、ハード面では、例えばオンラインを活用していくとか、ソフト面では合同ケース会議を開催するといったところを引き続き検討していく必要があるといったところでございます。

また、設置に向けた具体的調整としてやっていかなければならないこととして、予算や組織内部の理解、それから人材確保、届出や要項等の事務手続についても、不明点を明らかにして進めていきたいといったところがございます。

また、課題や強みを反映した業務の検討では、それぞれの市町村で課題や強みがありますので、そういったところを、特に強みということになります。サポートプランや家庭支援事業に内容を反映しまして業務を検討していくといったところがあると思います。

また、設置後を見据えまして、関係機関との協働の在り方、地域資源の開拓、家庭支援事業の充実等も今後検討していくべきこととして挙げられていたところがございます。

続きまして、真ん中の欄になりますが、テーマBです。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、サポートプランの作成ということで、計画的支援、それから一体的支援に向けて取り組むといったところで、ワークショップを開催いたしました。

最初に課題として議論されていたのは、作成の意義、サポートプランを何で作成するのか、またどうやって活用していくのか、作成する人的・時間的コストや効果を検証しなければならない、作成する対象は誰にするのかといったところが始めに議論されました。

そういった中で、第2回では、全ての市町村参加者がやったということではなかったんですが、実際にサポートプランを作成したり、試行して分かった課題の共有をやったりしました。アドバイザーの助言もあったりしながら、支援者と対象者が課題を共有して、同じ目標に向かうためのツールとして活用できるのではないかとといった気づきがあったところでございます。

第3回につきましては、導入に当たっては運用に向けた実施マニュアルの作成や、ニーズや動向に合致した改定が必要ではないかといった議論もあったところ。また成功事例としましては、やはり第2回と第3回の間サポートプランを実際に試行できた事例がありまして、課題が整理できた、支援対象者から感謝されたといったお話がありました。

そういった中で、事業の総括としまして、一番右側ですが、やはり今後検討したり、波及していきたいところにつきましては、プラン作成のメリットを共有していく。それは自治体の中の職員間や、支援者と支援対象者間もあると思いますが、そういった共有が必要というところがあります。

それから、ニーズや資源を反映した様式策定や改定を随時見直していくことが必要、作成対象者の範囲をコストや効果の観点から分析して決めていかなければならないといったところがあるかと思います。それから、支援対象者の背景を意識したプランが必要だといったところで、そういった分析も踏まえたプランの作成が必要という話もありました。そのサポートプランを作成していくに当たっては、その自治体の中で利用可能なサポートや事業を自らが分かっていないとできないので、そういった把握も重要だというところがあります。

また、実施方法の普及や好事例の取組に向けまして、ほかの自治体との意見交換、雑談会等も常にブラッシュアップしていくことも含めて必要だという意見がありましたので、総括としたところでございます。

一番下の行になりますが、テーマCとして開催したのは、家庭支援事業の実施や地域資源の開拓・連携に取り組むといったワークショップを開催いたしました。

特にテーマを絞って議論していく中で、家庭支援事業全般ではあったんですが、ショートステイを含む子育て短期支援事業の実施や拡充、それから居場所支援になりますが、児童育成支援拠点事業の実施・拡充といったところを実施してございます。

主な議論として最初に出ていたところは、多様なショートステイのニーズがあるので、そうしたニーズに合致する事業を構築していくとか、本当に必要としている対象者の範囲はどこだろう、そこにサービスを当てていきたいといったところから議論がスタートしたかと思えます。

そういった中で、第2回目では、児童分野以外の担い手、高齢者の分野等を含めて、ショートステイ等家庭支援事業ができる場所はないかといった模索や、なかなか自分のところだけでは難しいといった中では、近隣市町村との広域のサービスの実施ができないかが議論されました。

また、第3回の中では、地域資源の把握というところで、より具体的に、委託可能な事業の検討や送迎実施の可否についても地域資源の洗い出し・把握といった議論されたところでございます。

それから、一番下の「・」になりますが、段階的な協力家庭・里親の活用で、ファミリーサポート事業、子育てのお手伝いから開始してショートステイを担っていくなど、そういった段階的な活用もいいのではないかといった議論されたところでございます。

第4回になりますが、主な議論としましては、子育て短期支援事業につきましては、里親ショートステイのマッチングや、里親の確保に課題があるといったところがありました。また、特性のある子どもに対してどうやって子育て短期支援事業を活用していくかも議論がされたところでございます。

また、児童育成支援拠点事業につきましては、既存の居場所の支援をいかに事業化していくかが議論されたところでございます。

そういった中で、一番右側にありますが、総括とさせていただいたのは、ショートステイの中では、里親ショートステイにつきまして、協力家庭の経験、これはまだ里親さんではないですが、協力家庭としてショートステイをしてその後に里親さんになるというような形で、里親を確保していくこともありましたので、そういった総括をしたところでございます。

それから、児童育成支援拠点事業につきましては、既存の地域資源、居場所等へのアプローチをすることにより、拠点事業を実施することにつながるかといったところが挙げられました。

また、その下になります、近隣市町村との連携をいかにしていくかという中で、自分のところではなくて、近隣の地域の資源を活用するといったことも検討したり、事業を共同実施することも検討して、家庭支援の事業を拡充していく、充実させていくことができればということでもとめてございます。

こちらの資料については以上でございます。

続いての説明になりますが、おめくりいただいて資料3について御覧いただければと思います。こちらは、第1回の分科会の中で、市町村に対して実態把握調査をしたということでアナウンスをしたかと思いますが、その結果について、抜粋ではございますが、御報告するものとなります。

県内の77市町村に対して調査をかけまして、その結果を県内10圏域ごとにまとめました。全てではございませんが、例として佐久圏域について御説明いたします。圏域ごとになっています一番左側の佐久圏域の欄を御覧いただければと思います。

佐久圏域につきましては2市5町4村ということで11の自治体がございます。そういった中で総人口が20万人あまりで、3歳未満の人口が3,616人、就学前までが4,622人で学童期以降の人口につきましては2万1,000人あまりといった形で記載したところです。

そういった中で、要対協のケースが下にありますが、496ケースありまして、その児童人口に占める割合が1.69%という形で整理しております。

その下に「スマール(8)」と書いてありますが、こちらはその要対協に参画している児童家庭支援センターということで、スマールという児童家庭センターが、8というのは、この11の自治体の中の8自治体に参画しているといった意味でございます。

そして要対協に参画する児童家庭支援センターが支援に入っているケース数が、佐久の圏域では27ケースありまして、児家センが主に担当しているのは1ケースといった整理になっております。

その下の子ども家庭センター設置の市町村数につきましては3か所で27%で、サポートプランの策定市町村数は1か所、9%という結果となっております。

その下のところ、サポートプランにおける対象者との共同ということで、①②③④と書いてありますが、子どもと保護者と協働すること留意しているといったところが一番いいかと思いますが、その下が保護者との協働に留意できているけれども、子どもとの協働は留意できていない、子どもと保護者との協働にもなかなか留意できていないというパターンになるかと思いますが、佐久のほうでは真ん中の②保護者との協働は留意できているけれども、子どもとの協働はなかなかまだ留意できていないといったところが1か所あったということでございます。

その下につきましては、子育て短期支援事業をはじめとする家庭支援事業の実施市町村数としてまとめております。

またその下につきましては、その市町村の家庭支援事業を委託している乳児院と児童養護施設について、括弧の中は受けている市町村数になりますが、まとめております。

一番下のところは、里親へのショートステイを委託している市町村数ということでまとめております。

そういった中で少し特徴的なところだけお話しいたしますと、例えば、諏訪圏域では、こども家庭センターの設置市町村数が6市町村中6ということで100%、これは上伊那についても同じで、あと松本地域、北アルプス圏域では100%といったこども家庭センターの設置が進んでいる地域もあるところでございます。

また、今申し上げた諏訪・上伊那・松本・北アルプスにつきましては、サポートプランを作成している割合も多いといったところでございます。

上伊那圏域につきましては、里親へのショートステイの委託の市町村数も3か所ございまして、ほかの地域と比べると少し進んでいるといった結果になっています。

私からの説明は以上でございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。ただいまの地域懇談会及び市町村伴走型支援の取組状況、市町村状況調査結果について、2から3の説明をいただきましたので、その中で御質問や御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

最初に言い忘れていたのですが、今日は協議事項がなくて、報告をいただいて御質問や御意見を言うていただくという形になっております。かなり量が多くて素晴らしい取組を長野県はたくさんされていると思ったのですが、分からないところ等あれば、ぜひこの場で御質問いただけたらと思います。

では、皆様から内容ですので司会ですが、私からよいでしょうか。今のところの取組ですが、ほかの自治体は市町村の取組がすごく遅れていて、遅れているというか、関心を持たれていないという中で、県としては資料1の地域懇談会を2回から5回までやったところがあるということで、ここに参加している自治体は、その次の伴走型支援を活用されたということで、参加した自治体は重なっているのでしょうか。それとも全然違うというか、自治体数でいうと77のうちどのぐらいが参加しているのか、またその積極度合いを教えてくださいましたらと思います。

(渡辺担当係長)

少し複雑になってしまうので、分かりづらかったら大変恐縮ですが、基本的には地域懇談会とこの市町村ワークショップは別だと思っていただいて結構です。先ほど申し上げた市町村ワークショップのテーマC、家庭支援事業を進めているという枠組みにつきましては、諏訪と上伊那と上田の圏域は、この市町村ワークショップの枠組みを使って地域懇談会をやったというところがあります。なので、市町村ワークショップのテーマCで、先ほどの資料の中では、上伊那や上田、諏訪の総括は除いているんですが、その部分についてはテーマCとかぶりがあるといったところです。

ただ、ここで総括しているテーマCは、上伊那と上田と諏訪については除いた参加市町村の分とさせていただければと思います。

そういった中で、地域懇談会に参加している市町村は10圏域ごとの全ての市町村、欠席される場所もありますが、基本的には全ての市町村が参加しているという御理解でいいと思います。

一方で、市町村ワークショップのほうに参加しているところにつきましては、先ほどの地域懇談会以外のところで申し上げますと、Aについてはすぐには出てこないのので、正確な数字を申し上げますので後で回答という形でよろしいでしょうか。

(上鹿渡分科会長)

はい。地域懇談会は基本全市町村で、77をカバーしているということで、伴走型のほうは手挙げというか、やりたいところが、A、Bは希望したところが受けているという感じですか。

(渡辺担当係長)

そうですね。AとBは希望したところで、Cについてはモデル地域と言われる上伊那と諏訪と上田圏域以外のところで地域懇談会に出つつCに出ているところもあります。

(上鹿渡分科会長)

では、重ねてやっているところもあるんですか。AとB両方受けたいですという市町村があったり。

(渡辺担当係長)

あります。A、B、C重ねているところもありますし、ほかのところで重なっている箇所もございました。

(上鹿渡分科会長)

三つ全部出ているところもありますか。

(渡辺担当係長)

ありました。

(上鹿渡分科会長)

ちなみにそれはどこですか。

(渡辺担当係長)

三つ全部は佐久市さんです。

(上鹿渡分科会長)

分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

もう一個だけすみませんが、次年度もこの感じで続くのでしょうか。地域懇談会とワークショップは今年度で終わりなのか、次年度も続いていきそうな感じなのか教えてください。

(渡辺担当係長)

地域懇談会につきましては、この後期計画の中で年2回以上は実施するという形で書いてありますので、2回以上の開催を前提にやらせていただきたいと思います。ワークショップのほうは、国の伴走型支援事業を活用しておりますので、国の予算案のほうでそちらがあるという形ですので、市町村のニーズを踏まえまして実施を検討していきたいと思っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。県が先導というか、市町村を刺激してこういう形でやっているのは非常にいいなと思って見えています。地域懇談会は、29(2029)年度まで1、2回以上で続くという前提なんですね。ありがとうございます。

篠田委員どうぞ。

(篠田委員)

ワークショップのテーマCの総括にありますショートステイの充実、里親ショートステイ協力家庭経験、里親等による里親確保というところでお伺いしたいのですが、当院のほうでも、昨年12月ぐらいから、里親さんへのショートステイ委託が始まっていて、やっと受入れができているかなど。当院で受けたショートステイを里親さんのショートステイへということで、一から引継ぎであったり、ショートステイを受けているときに里親さんに見学に来ていただいて里親さんが安心して受け入れられるというところをやっているんですが、協力家庭の経験という流れの説明というか、協力家庭というのはそもそもどういう家庭なのかを教えてください。

(渡辺担当係長)

御説明が不足しておりますすみません。協力家庭と申し上げますのは、今、諏訪や上伊那でやられている取組です。里親さんではなくて一般の家庭で子育て短期支援事業、ショートステイ事業をやるというような取組でございます。市町村で研修等をして登録をして協力してくれる一般の家庭の方にショートステイ、子育て短期を受けてもらうといった事業でございます。

そういったところで、ショートステイ、子育て短期支援事業で子どもさんを見るといった経験を踏まえて、その一歩先という形になるかと思いますが、例えば里親さんをやってみたいとか、里親さんになってみたいといったことで里親さんになっていただくといった流れもあるのではないかとといったところで整理しております。

(篠田委員)

ありがとうございます。このあたりを県の方から、特に支援しようというか、そちらの圏域ももう少しプッシュしていただくというか、今、上鹿渡先生がおっしゃったように、県の方が市町村を刺激するという意味では、こういった取組があるということをもっと具体的に進めていただけるといいかなと思っています。

というのは、ショートステイは市町村の子育て支援の要になると思いますが、うちのほうで、もちろんこの施設もそうだと思いますが、定員に空きがあった場合の受入れということでやっていて、今当院は定員がだんだん埋まってきて、ショートステイを受けてほしいと言われていたところが受け入れられない状況になってきています。割と特性がないお子さんであったら、里親さんの家庭でショートステイを受けていただけると、もっともっと重たいケースを（当院が）受け入れることができるかなと思っています。

最近、聞き慣れない言葉ですが、緊急でショートステイをお願いしますといったような児相さんからの連絡が入るんですが、「緊急のショートステイ」とは何かというか、一時保護ではないかというふうに思っています。そういったケースを受け入れられない状況になっていくと思うので、協力家庭を増やして、そこからまた里親さんが増えていくという流れができるといいかなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

（渡辺担当係長）

いただきました御意見ですごく大事だと思うのは、いろいろな地域でも地域懇談会の中で議論になっていたかと思うんですが、ショートステイについて、誰もがというか、ニーズに応じて対応できる、しっかりやれる、受け皿を確保していくといったところがすごく大事だという話があるかと思っています。

そういった中で、今お話いただいたとおりのところで、こういうやり方がありますとか、里親さんとか協力家庭をとという話とか、乳児院や児童養護施設だけではなくてショートステイ、子育て短期ができるということ、事例などを踏まえながら、地域懇談会や研修の場を活用してしっかりと周知していきたいと思っております。

（上鹿渡分科会長）

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願いします。

（小林委員）

里親の小林です。里親目線で言うんですけれども、県がこうやって地域懇談会とか、いろいろ市町村にやってくださることは本当に大変ありがたいと思っておりますが、里親の立場でそこに出席すると、何か市町村にやる気があるのかなという印象を受けて帰ってくるんです。

里親レベルで言うと、ショートステイはもっと私たちが活躍したいという思いをどの里親さんも持っていらっしやって、もっと言うと、長期は無理だけれども、ショートステイなら現状でできるからやりたいという方はいるんですけれども、市町村の体制が整っていないとそれは現実にはありません。こういうことをやっていただけて市町村の意識の変化や

実際にそういうふう動いていったとか、そういう実感といいますか、そういうことほどのような状況でしょうか。

(渡辺担当係長)

市町村さんと里親さんも入っていただいて、地域懇談会の中でもいろいろお話をさせていただいた箇所も多かったと思います。そういった中で、里親さんのほうから、確かにショートステイだったらやれそうだというお話をいただいても、市町村では予算の問題が一つあって、ショートステイはなかなか量を増やしていけないとか、里親さんへのショートステイのやり方や手続の具体的なイメージが持てないといったことがあって、例えばその中に里親支援センターさんに入っていただいて、具体的に御説明をして少しイメージを持っていたという懇談会もありました。

そういう中で、例えば緊急時の連絡先をどうするかとか、具体的に保険をどうするかとか、そういったことも個別にお話をしたような地域懇談会もあったりして、少しずつイメージを持つことができた上で、じゃあどうするかということ市町村さんの中で考えていければいいかなといったところで、地域懇談会の場で、里親さんができそうだという中で、市町村がすぐにやりますとか、やりたいという話はいろいろな事情もあってできないかもしれないんですが、少しずつこうやっていくんだというイメージがつく中で広がっていくものという実感は、懇談会を通じて思っています。

(岡村主査)

岡村から補足です。地域懇談会で、里親ショートステイというキーワードはかなり浸透してきたかと感じております。実は、ではどのように里親ショートステイの手続や契約、保険の関係ができるのかという疑義は、やはり市町村の中に実務としてありましたので、2月26日に市町村を対象とした里親ショートステイの推進説明会というものを実施いたしました。そこにはおよそ30市町村からの御出席がいただけましたので、やはり関心はすごく高くなってきていると感じております。

またその中で、どうして里親ショートステイが大事なのかということをお子さんの権利を視点を、やはり家庭的な慣れた環境で生活できることであったり、里親が地域にいらっしゃればショートステイの期間中学校に通えたり、友達と会えたり、そういったメリットがある中で、短期であったとしても、やはり家庭的な中で関われる、そしてなかなか施設だと大人数を見ていらっしゃるので個別の対応が難しいので、里親家庭であればそれができるので、お子さんにとってもとてもいいですよということも併せて御説明いたしまして、具体的に実施している自治体の事例を御提示して、こんな形で運営していますよということも併せて御紹介する機会がありました。

その中の反応としては非常によかったということで、コメントも幾つかの自治体からいただいている、前向きに考えていただけるような動きもあるというところでは、やはり地域懇談会の中でそういった議論を進めてきたり、里親さんと市町村の職員がお会いする機会も懇談会の中であったので、そういった機会がとてもよかったと感じております。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今のはすごく大事なお話だったと思います。ほかの県だと、里親ショートステイの説明は各自治体に説明して回っても全く反応しない市町村もまだあるのですが、今言われた30自治体も申し込んできたというのは、たぶん懇談会をやっている里親さんの話を聞いていたり、そういうものが芽生えてきていて、そこに本庁や県のほうの里親さんと話す機会が増えてきているので、その中でそういうのを開催したらいいのではないかとおっしゃったのですが、すでにそのようにされたということでしたので、それも自然にできてきているというところが、これからさらに進めていけそうだなというので、とてもいい状況だと思って聞いておりました。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

どうぞ、お願いします。

(渡辺担当係長)

先ほど会長から御質問をいただいたところを御回答したいと思います。伴走型支援事業に参加した市町村数ですが、テーマA、こども家庭センターの設置ですが、18です。テーマB、サポートプランにつきましては10、テーマC、モデル地域以外、上田・諏訪・上伊那以外が7になります。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。もう一つだけお願いします。資料3ですが、家庭支援事業の実施市町村で、これは全国的な傾向ですが、児童育成支援拠点事業というのはそれでも結構あるほうかと思えます。全国的には7%とか非常に少ない割合になっているということで、子どもの居場所をつくる事業としてとても重要ですが、どうやってやったらいいかわからなかったりするというところでどこもなかなか難しい、市町村が必要性を理解していなかったり、必要だと思ってもそれを実施できる機関がない、児童養護施設ができると思って国もそういう進め方を推奨していますが、なかなか受け手がなかったり、頼み手がないというところでどこも苦戦しているというか、国が進めようとしていますし、子どものパーマネンシーを考える上では大事な資源だと思っています。

長野県は、今の市町村の里親ショートステイと似たような発想のところなので、子どもを直接助ける場所をつくっていくということになります。そんな中で、市町村と施設、NPOももちろん参加可だと思いますが、特に施設はやろうと思ったらすぐできるぐらいの事業だと思っていますが、その辺をさらに進めていただけると、子どもを含めていろいろな資源が増えると思います。

特に計画で児家センをかなり増やしていくということになってはいますが、今、大分県等進んでいるところの児家センなどは、この児童育成支援拠点事業の居場所をセットで、ショートステイもできるし、それもできるという、アウトリーチももちろんするんですが、自分のところでも子どもをしっかり見られる形をつくっています。そのような取り組みを見ながら進めていただくといいですね。いろいろなチャンスが重なっているのが長野県かなと、今日の話聞いていて思いました。ぜひこどもに関心を持っていただきながら進めてもらえるといいなと思っておりました。

すみません、長くなりましたがよろしくお願いします。

では、これでここはよいでしょうか。ありがとうございます。  
では続けて、事務局から資料4の説明をお願いいたします。

(渡邊主査)

児童相談・養育支援室の渡邊と申します。パーマネンシー保障の取組について御説明いたします。着座にて失礼します。

パーマネンシー保障のためのケースワークの取組というところで今年度実施してきておまして、全体の会議や取組の一覧が資料の1枚目をめくった裏に書かれております。

詳細を御説明いたしまして、3枚めくっていただいて左手の資料が詳細の取組の状況について書かれているもので資料4になります。そちらを御覧いただきながらと思いますが、今年度パーマネンシー保障のための児童相談所のケースワークの取組を整理したものが資料4になります。

取組の状況としては、各児童相談所でパーマネンシー保障の担当者というものを置きまして、参集して、あるいはオンラインで検討会議や研修を実施してきました。最終的には2月の検討会議でパーマネンシー保障の取組の方針をまとめました。

内容としましては、まず長野県の社会的養育推進計画の理念でありますパーマネンシーの概念について、書かれているとおり、子どもが自分をずっと支えつなげてくれる大人との関係の中で育つという定義と、パーマネンシーゴールというところに書かれています五つのパーマネンシーゴールを再確認した上で進めてきたところがあります。

各児童相談所のケースワーク上の課題としてというところで三つ目の「・」に書かれています。措置児童の家庭復帰等への関わりが十分できていないところがあって、ケースワークが停滞したり、あるいは長期間措置されている状態があって、一方で家庭との交流が途絶えていたりという状況があったと。結果、家庭復帰の見込みに乏しいケースがあるところが問題意識としてあったところです。

現状の把握で、措置児童についてという書き方をしておりますが、措置されている子どもについてではあります。自己肯定感が低いといったようなことだったり、パーマネンシーが保障されていると感じる割合が低いということ、あるいは子ども自身の声としてもっと個別の時間が欲しいとか、担当者が替わってしまってしんどいといったような声や、あるいは一人一人に合った生活スタイルがもっとできればいいといったような意見があったところがあります。

次のページで、児童相談所の現状の取組状況も整理しておまして、五つの児相相談所があり各所において差はありますが、子どもの家庭復帰やあるいは里親養育への移行というところの考え方について、管内の施設と共通認識をつくっていくために会議を実施している児童相談所もあったり、あるいは家庭引き取りの見込みがなかなかないケースであっても交流を調整するというようなことだったり、あるいはパーマネンシーゴールを設定してどうやって保障していくかを所内で検討しているところ、家庭復帰や里親養育への移行について定期的に確認しているというような取組も現状で行っている部分もあったところです。

そのような現状の把握をした上で、パーマネンシー保障担当者が集まって会議を実施してきましたが、その上で、日本福祉大学の久保先生と、社会疫学専門の宮國先生からの助

言を受けて、プロジェクトや業務の振り返りに用いられるフレームワークの手法としてKPTというものがあるという御紹介もありまして、それも交えていったん課題や施策の整理や検討を行ったところがあります。

また、社会的養育推進計画の評価指標も参考に整理した課題や施策について、宮國先生の御助言を受けてロジックモデルというものを作成したところです。これは大きな計画の進捗状況を確認する上で必要となるモデルというところではあるんですけども、それを担当者で話し合いグループワークなどを実施しながら作成したものが資料に図で示しているところです。

図で示すことで、取組状況の説明がしやすくなったり、理解が進みやすいという効果もあるということと、児童相談所のパーマネンシー保障の取組について関わるところとすると、赤の太い線や破線で囲んだ部分が重要であるということ整理した形になっております。

また、1枚めくっていただいて、4のラップアラウンドの考え方についても、日本福祉大学の久保先生から御講義をいただいてきたところです。措置をされている子どもの家庭復帰に関しては、保護者がその子どもを養育できる体制であったり、スキルであったりが必要であるという視点と、一方で、地域の支援者もあまりずっと関わってられない、永続的に関わることができないという状況もある、そういう課題を乗り越えるためにどういった考え方が必要かというところで、ラップアラウンドという考え方があるということで教えをいただいたところです。

どういった考え方かと申し上げますと、当事者自身、要は保護者自身に課題を解決する能力をつける支援をするというところ、一定期間支援者がそういった関わりをアプローチして、期間を定めて支援はいったん終えていくというところではあります。

そういった支援の考え方を児童相談所のパーマネンシー担当者の会議に久保先生にも来ていただいて、入門的な研修も受けさせていただいたということと、実際に養成研修というものに2名の児童相談所の職員を派遣いたしまして、ラップアラウンドの考え方を学んできてもらって、さらにそれを担当者の会議で共有したというところでした。

また、並行して5の山梨県パーマネンシープランニングモデルの状況に書いておりますが、先駆的にパーマネンシープランニングモデルを実施している山梨県の中央児童相談所に視察に行ったり、あるいは担当の課長をオンライン会議でつないで児童相談所のパーマネンシー保障担当者と一緒に会議に出させていただいたところがありました。

山梨県の状況として簡単に書いておりますが、地区担当の福祉司と措置されている子どもの家庭引き取りを担当する移行班と分けて対応しているということであったり、措置されているお子さんのパーマネンシーゴールに向けたプランの進行管理を週1回、かなり頻度を上げてやっているというお話といったところを教えてもらいました。

また、パーマネンシープランの内容については、こちらにも書かせていただいた部分もありますが、要はケースワークを停滞させないようにするというところが主になってきますので、非常に取り組みやすいような、要は保護者へ児童相談所の職員が電話ができていないような状況があれば電話をすとか、子どもと面接ができていなければ面接をすることをプランに書いて、それに組み込んでいって、できたかどうかをチェックしていくというところでした。

山梨県さんは、そういったところを取り入れて進めている中で、導入したことで児童相談所の職員も、より子どもとのつながりを大切にしたり、在宅ケースが分離しないように家庭の維持支援に注力するような意識ができたとか、あるいは分離してしまったとしても支援体制を速やかにつくって家庭復帰をしていく意識が高まったところも山梨県から聞いているところです。そういったところをこれまでの会議で確認してきています。

続いてのページ、パーマネンシー保障の取組方針というものは冒頭お伝えしたとおり2月の会議のところで最終的にはつくった文章になります。

これは児童相談所において援助の方向性を示す位置づけであって、実施の体制については各所の規模も違うので実情に合わせて考えていくというものではあるんですが、内容としては資料のとおりとなります。基本的な考え方としては、社会的養育推進計画の家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づいて安全だけではなくて、将来を見通して主体的に育つことができるような環境を保障していくというところで作られています。

3の優先順位のところは、先ほどもお伝えしたようなところで、まず家庭で生活できるように分離をしないような支援が1番目で、二つ目に、分離をしたとしても早期に家庭引き取りが可能となるようなケースワークを実施していくというところ、あとは親族等の養育の可能性も考慮する、検討するとか、あるいは法的な親子関係というところも、特別養子縁組という形で検討していくような話ではあります。

児童相談所の体制のところも、その次のページに書かれています。人員体制についてはいろいろと考え方もあったり実情もありますが、措置後の対応を担当するチームに分かれるという考え方もあるし、地区のケースワークを担当する者と措置後のケースワークを担当する者に分かれるという役割分担という考え方もあるところです。

あと、最後のページの5は、そういった取組を進めていく中で、やはり指標で効果を測定していくというところを書いております。また、科学的な根拠に基づいてのケースワークを実施していくところも書いております。

すごく雑ばくな説明ではありますが、概要を御説明し、取組方針に書いているところが全てすぐに実施できるかというとなかなかそうもいかない部分もあるんですが、各児童相談所の規模や実情に応じて、取り組める部分から速やかに取り組んでいくという認識であるものです。

いったん私からの説明は以上となります。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。ただいまのパーマネンシー保障の取組について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

今のお話で、県内の全ての児童相談所がそれぞれのペースで始めるということですか。この取組方針の下に1年後からということでしょうか。

(渡邊主査)

これで、取組方針を2月の担当者の会議でまとめて、意見照会を各所にして、最後にどう修正したのかがこちらになります。いろいろとすぐには実施できないところもあるという意見も現場からはありますが、先ほどもお伝えしたとおり取り組める部分から、こうい

った方針自体は既に以前から社会的養育推進計画の中で取り組んでいくという話をしているものではありますので、取り組むべきところから次年度開始していくという話ではあると認識しています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。県の計画でも中に入っているし、国でもこれを各県で進めてくださいということで示されていた内容だったと思います。次年度からこのようにしっかり方針をつくって、始めるところはそれぞれ任せるけれども始めましょうというところまでは了解が得られたというところはすごくいいなと思いました。

山梨も関わっていますが、中央児相が最初に始めて、初めてなのでケースもかなり最初は絞ったところから段々広げていくという中で、二つある児相のもう片方の児相はなかなか状況が違って始めにくいところがあったと思います。

長野県は児相が多いので、里親委託率もだいぶ差があります。佐久などはすごく高いというのがあって、そういうところはもしかしたら入りやすく、ほかのところは入りにくいとか、理解も違うと思います。県内で方針がしっかり示されて、先にできてくるところがあればそれを共有するような、たしか各児相に担当者を置かれるという話だったので、その方々で集まって、できている、できないと、進捗を共有して、特にKPIで指標を取るということ、これは実際ちゃんとやっていく。これは途中経過なので増えるんですね。やろうと思ったら増える回数を取っているの、交流回数が増えれば、その結果交流回数が少ないよりは多い場合のほうが、おうちに帰れる子が増えるという想定で経過を追ったりするわけですが、ここはやろうと思って計画したら進められるはずのところなので、動く数字だと思います。そういうことも共有しながら、皆さんで進めていただくと全体としてそうなっていくのではないかと思っていました。素晴らしい取組方針をつくっていただいたのは大事なことだと思って聞いておりました。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

(井口課長補佐)

1点だけ補足すると、これで児童相談所と共有してできるかなとは思っている部分ではありますが、最終この後3月中に児童相談所との会議もあつたりするので、そこで全体としては御了解をいただいた上で、今の渡邊からの説明のとおり、できるところから取り組んでいくことの予定であります。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。山梨ではこれを入れたことで、これをやっている部署に行ってみたいという児童福祉司の方も出てきたというお話も聞いたりしています。分離、安全確保というところが今まで大事で、そこを失敗すると世間からもがrogan責められてきたというところですが、今日出ていた安全だけではなく安心もというところできくと、分離のところからそれでどうするのかというところを責任持って考えるという意味では、このパーマネンシーの取組が一番大事で、たぶんやりがいもあるところだと思います。ぜひこれが広がって、最初は大変だと思いますが、入ってしまえばこれこそやるべきことだという

ところで、これをしっかりするための分離は何だろうという逆の考え方になっていくようになると思います。最初は入りにくいと思いますが、入りやすいところから入れて、県内に広げてもらえたらと思います。よろしくをお願いします。

ほかの方も、ぜひここは御意見をいただけたらと思います。  
どうぞ。

(小林委員)

確認ですが、家族再統合に関して、保護者の方の支援は児相の業務になるということですか。

(渡邊主査)

再統合の支援というところでは、児童相談所は御承知の部分も多いかと思いますが、直接何か支援ができるというのはかなり限られているかと思っています。なので、市町村との協力や理解も必要になってくるところもあるかと思っています。なので、この考え方も市町村の方にも理解していただくような動きも必要かと、個人的には思っているところです。

(小林委員)

そこはまだはっきりしていないということですか。

(井口課長補佐)

今の御質問は、たしか地域懇談会でも小林さんから出していただいたか、前回のところだったか、どこかで小林さんがお話しされたのを覚えています。措置のケースに関しては、一時保護のケースも含めて児童相談所が主担当ですので、そういう意味では家庭復帰や家族の交流は、いずれにしても児相相談所が支援をする主体であることは明らかな話です。

ただ、そういった中で、例えば児童相談所の福祉司が親御さんと面接をしたりする中で、いろいろなニーズを引き出したり目標設定をして、こういうふうな形で段取りを踏んでお子さんと交流して家庭復帰を目指していきましょう、今ある課題を解決してよりよい家庭と一緒につくっていきましょうというのが児童相談所の仕事です。

ただ、一方で、全てが全て児童相談所でできるわけではないので、そういった中で、例えば施設入所だったり、後でQPIの話もありますが、里親委託になった中で施設や里親さんが今子どもさんを養育している中で、その養育をその親御さんにまた引き継いでいっていただくということで、一緒に交流に参加していただいたりということも、施設では既にやっている部分もありますし、今後里親さんでも少しずつ増やしていこうということになれば、保育園だとか、今、渡邊のほうで申し上げた市町村の先ほどのショートステイということもいざというときは使ったり、ほかはもしかしたら先ほど上鹿渡先生がおっしゃったような児童育成支援拠点事業みたいなものだとか、児家センだとかという支援を入れながら、少しずつ地域でも生活ができるように支援のネットワークをつくっていくという形です。

なので、児童相談所が全体のマネジメントをしながらいろいろな皆さんの御協力をいただき、親と子どもさんの関係を再構築して家庭復帰をしていくというのが全体的なイメージだと思いますので、児童相談所がやるとかやらないとか、例えば里親支援センターとか施設がやるとかやらないとかというのではなくて、そこは児童相談所がマネジメントした中で御協力をいただいでみんなでやっていくというのが親子の支援ということになると思います。

(小林委員)

ありがとうございます。何でそんなことにこだわっているかということ、里親の立場から言うと、以前からそういう働きは必要だと思っていたんですけども、それは児童相談所の仕事ではありませんということをはっきり言われたことがあったので、意識がこの数年でこれだけ変わったということになればこれから期待したいんですけども、各市町村も、里親も、児相も、共通の認識でないと、私たち里親が一番末端にいるので、温度が伝わってくるまですごく時間がかかる気がしています。なかなか実感としてこっちに向かっているということが感じにくいところにいるのが里親だと思うんですね。でも願いはやはりお子さんのために、親御さんをもっとサポートして返してあげたいという気持ちはいつもあって、そこが実感としてなかなか伝わってこないの、ぜひ協働養育という言葉のとおり、熱心さといいますか、意識がみんな同じ方向に向けばいいなというのは常々感じているところです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。貴重な御意見でした。児童相談所だけではできないということですね。里親だけでもできなくて、施設だけでもできなくて、みんなが集まって役割をそれぞれが果たすとできるということで、この後QPIなどもそういう発想で長野県は導入していますが、これからそのような発想で。

このパーマネンシーのところも児相だけがやっても全然駄目なんですね。本当におっしゃったとおりで、助けたいと思ってもそこをやるのは里親さんだったり、市町村の家庭支援事業だったり、親御さん自身だったり、子ども自身がどうやってきたのかというのをしっかり聴いてもらって戻るかどうかを決めるということでもありますので、この辺は、全部が関わってくるということなんです。

市町村がなかなかいつも動きにくいなと全国を見ていて思っていますが、長野県は結構実は動いていて、市町村数が多いんですけどもそれだけ反応しているので、いい形をつくれそうだなと思っているところです。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

篠田委員どうぞ。

(篠田委員)

私も児童相談所の方の役割というところに関心があるというか、今日KPIというのを初めて聞いていて共感しているんですけども、難しいケースはいつもあって、親御さんとなかなか連絡が取れないだとか、親御さんになかなか思いが伝わらなかつたりとか、親御

さんが子どもさんに会いに来ないとか、そういったケースは本当に長引くケースでなかなか動かない、子どもたちがどんどん成長していく中で、乳児院の場合は2歳になったのでどうするというケースが、これまでも私も何回かお話ししたことがあるんですけども、そんな中で、児相の福祉司さん、心理司さんが面会に来てくれた親御さんに声をかけたり、面会に同席しますと言ってちよくちよく顔を出したり来てくれるケースは、やはり動きが違うなというのを実感しています。

面会に来ないとか、連絡が取れないという場合は本当に児相さんも動きづらいとは思いますが、そこを親御さんを何とか説得というか、話を聞いてもらって、子どもたちに会いに行こうと誘ってもらって、会ってそれを何度か繰り返すという中で人間関係も築けるようになってきて、親御さんと私たちとも顔見知りになってお話ができるようになってというケースはだんだん増えていくと感じているので、ぜひ、KPIや児童相談所のパーマネンシーの担当者がいるといったところでは、どんどん一緒に顔を合わせる機会をつくってほしいなというのを実感していますので、そのあたりも各児相のほうに働きかけていただきたいと思います。

以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

(渡辺担当係長)

貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、特に乳幼児さんの時間の重みというのはひとときわ大きいものかと思っていて、そんな中、児童相談所のケースワーク、要はこちらの取組の方針にも優先順位も乳幼児については早めに対応するというのも書いている、また現場の御意見もそういったところを裏づけるものかと思ったので、ありがとうございます。また取組を進めていきたいと思っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、杉山委員。

(杉山委員)

手短に。最近預かった子どもが、里親委託になりました。ここに家族の一員として家庭に早めに復帰ということが書いてあって、ケースマネジメントの目標ということですが、児童相談所が親に早く元に戻りましょうと働きかけをするんですが、その子どもは、親と2人きりのところで限界が来たので、学校と児童相談所と相談してようやく里親に一時委託になりました。2～3か月のうちに親に会って話をしましょうとか働きかけを試みっていますが、子どもの話だと、私は里親のところに委託されて保護されたからいいけれども、今までずっと同じ生活で親を支援してほしいと、そういうことを言ってハッとしたんです。

児童相談所という名前を、個人的には児童・家庭相談所と、「家庭」を入れてもらいたいと、そんなようなことを最近感じました。

このケースマネジメントのゴールで、一番下に「機械的に優先順位に沿って目標設定するものではないことに留意する」というのはとてもいいと思います。家庭に里親としても戻したいけれども、子どもの側としたら、お母さんは何も変わっていない、お父さんは何も変わっていないから戻れないという思いがあって、1～2年はなかなか難しいところがあるなど最近感じました。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

(渡辺担当係長)

ありがとうございます。御指摘いただいたとおり、書面にも書いておりますが、優先順位は機械的にその順序で振り分けていくという話ではなくて、子どもの意見も尊重しつつというところで、それをもって優先順位も含めて検討して最適なケースワークをしていくというところではありますし、設定するときに幾つか優先順位をつけて、一番最初のこのケースにはこの目標をつくる、けれどもうまく運ばないときは次に速やかに移行するみたいな判断もするというようなケースワークかと思っておりますので、御意見ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。今、子どもの声ということができましたが、社会的養護経験者の専門委員の皆様で、もし何かこのことで御意見等ありましたらいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

この点については特にはないですか。大丈夫でしょうか。

前島委員、お願いします。

(前島委員)

パーマネンシー保障を受けられるというところに関してはすごくいいと思うんですが、結局子どもと会っても信用していないことが大半なのかと思っておりますので、やはり信用できる大人と一緒に話をして決めるべきじゃないかと思っております。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。信用できるのはどのあたりになりそうですか。答えられる範囲でお願いします。

(前島委員)

やはり施設の職員だったり、そのときはもう働いていたので会社の上司だったんですけども、児相の職員さんとは接点が全然なかったので、例えば、親に話をしていくけれども何を話したらいいかと言われたときに、今後会っていきたくて話をしたときに果た

してしっかり伝わっているのかとか、全然資料ができていなかったというところもあるんで、やはり施設の職員から言ってもらったほうがよかったのかなと印象でした。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。確かにそうですね。一番大事なのが子どもがどう考えているかというところで、考え方としてはこういう考え方で聞いているけれども、どれを選ぶというか、考えをそのときに聞くのは子どもに聞くわけですが、その聞く相手がとても大事で、聞くためだけに来た人には確かに話せないですね。そのことを急に言われても。

だからその前から関係があるという、そこもこれまで忙し過ぎるという中で、なかなか関係が取れていなかったところがあるかもしれません。そこもしっかりやった上で聞いていくということが大事という御意見だったと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。なければ次に参りたいと思います。よろしいですか。

それでは続けて、資料5のQPIということで説明をお願いいたします。

(岡村主査)

児童相談・養育支援室の岡村です。着座で失礼いたします。資料5-1について説明いたします。

最初に資料1にお戻りいただきまして、裏面の「長野県社会的養育推進計画 QPIの取組」という箇所を御覧ください。

まず、QPIということで最初に御説明いたしますと、こちらが、アメリカで発祥した子どもの養育をよりよくしていきましようという活動になります。クオリティ・ペアレント・イニシアティブ (Quality Parent Initiative) と言います。こちらはキャロル・ショーファーさんという方が考案者で、里親を子どもの社会的養護の養育者の中心に据えて、里親を通して子どもに最善の養育方法であったり、発達を提供していくということで、そういった活動を進めていく取組になりまして、長野県としては、本当にこれがまさにお子さんたちに必要だということで県として取り入れていることになります。

令和7年度につきましては、大きく四つの取組を実施いたしました。

まずは一番上ですが、里親活動率向上のためのパイロット事業ということです。こちらは世界的なコンサルタント企業であるマッキンゼー・アンド・カンパニーという会社が実施するパイロット事業を活用しまして、里親さんで今活躍されている方、また未委託の状態でなかなか委託のない方たちも含めて皆さんが活躍していく場をどのように推進できるかということで、里親さんやフォスタリング機関の皆さん、また児童相談所も一緒になって活動について考えている機会となります。

また、どのような活動がここでアウトプットとして出てきたかについては、また後ほど説明いたします。

また、2番目としましてはこども家庭庁の広報啓発事業を活用した里親リクルート施策の検討・展開ということで、こちらマーケティングの技法を、我々なかなか分からないところがありましたが、朝日新聞社さん等の専門的な立場の方から、里親の広報・リクルートする中でも、どのように効果的に実施できるかというところの研修を受けまして、そ

ういった中の原則を取り入れて、リクルート活動、また広報施策を展開していきましょうということで見直しを図ったところになります。

また、次のところで10月15日には、キャロル・ショーファー氏、先ほど申し上げたクオリティ・ペアレント・イニシアティブを考案した方に長野県に来ていただきまして、関係者の方と一緒にQPI会議を持ちました。ここでQPIがどうして導入されたか、アメリカで考案されたかということをお講演いただき、神髄となる理念について一緒に学ばせていただいたところです。

またそこで、どのようにこのような活動を日本でも展開できるかというところを一緒に議論いたしました。

また、1月21日には「長野県QPI研修会」と題しまして、キャロル・ショーファー氏をお迎えし、ウェブになりますが、子どものアタッチメントについて、チャールズ・H・ジナー教授の講演を実施しまして、多くの関係者と共に、子どもの発達にどのような養育環境が必要かということであったり、どのようなことが養育者に求められるかという研修を受けまして、ここでよりQPI、里親養育の推進がどうして大事かということと一緒に考える機会を持たせていただきました。

詳しい内容について、資料5-1に戻って御説明いたします。

最初に写真が載っていますが、こちらは10月15日にキャロル・ショーファー氏に来県していただいて研修会を持ったときの写真です。真ん中の青いブラウスを着ている女性がキャロル・ショーファーさんです。皆さんで最後に撮った写真になります。

QPIについては、先ほど申し上げましたけれども、養育里親を子どもの養育におけるキーパーソンとして位置づけて、データや科学的根拠に基づいて、実親との協働養育、子どものアタッチメント形成を支援する、またトラウマケアについて効果的な取組を実践することになります。

また、こちらは一方的にやるだけではなくて、しっかり子どもの意見やケアの状況をしっかり聞き取って検証して、よりよい取組にしていくということが総合的な活動になります。

次のページを御覧ください。QPIでは四つのポリシーを掲げています。これは里親さんに向けたポリシーですが、また里親を含む関わる皆さんが理解するべきということになります。

まずは、里親が子どもを自分の子どものように世話をすること。そして、これはパーマネンシー保障の観点ですが、実親が立ち直り、子どもとの健全な関係を維持でき、また実親と養育を協力して親子のつながりを大事にするということも含まれます。また三つ目としては、里親を含む皆さん全員で子どもの発達とトラウマの基本原則について教育を受けるということをお掲げています。

また、先ほど前島委員も申しましたけれども、やはり子どもの意見をしっかり聞く人が必要で、それは子ども自身が選ぶべきです。そして里親さんは、日頃からお子さんの面倒を見てお子さんの様子が分かっている、何がこの子に必要で、どのようなことを考えているかをよく知っている、きちんとそういった養育者である里親さんを尊重して、その意見を聞いて、子どもが例えば措置を受けるとき、措置解除で家庭に帰るときも、しっかり

り意見を聞き考慮されるということで、里親をそのように考えていきましょうということで、そういったポリシーを掲げています。

そして、我々がこれを見て本当にいいなと思って、ぜひ、皆さんと共有したいと思って活動してきました。QPIの導入に関わってはその下の4ページのスライドを御覧いただければと思いますが、このような理念やビジョンを共有させていただいたとして、ではアメリカのシステムをそのまま導入できるかということも考えたんですが、次のページを御覧ください。

実際にこのQPIという活動は、文化や伝統を新しくつくり変えていく、またつくっていくものということになりますので、やはり地域の皆さんであったり、当事者の里親さんであったり、御家族であったり、お子さんに関わる全ての人と一緒に考えていく必要があるということで、まずは理念の共有、ビジョンの共有をした次の段階としましては、それぞれそこを目指したときに、現状どの段階にいて皆さんがどう感じていらっしゃるのか。そしてどのような期待が皆さんにあって、例えばこれをやりたいと思っても制度上難しさがある、このような連携について難しさがあるというところがあってうまくいかないとすれば、では、どのような期待を相互に感じていますか、持っていますかというのをしっかり共有する段階が第2段階だと思っています。

そして第3段階としては、そういった相互の期待を実現する形として、ではこういう取組をやっていきましょうということで、新たな文化をつくっていくことがQPIの本質だということを感じましたので、こういったプロセスを大事にして、この1年間取り組んでまいりました。

まず、QPIの取組としては、QPI担当者を児童相談所に複数名配置し、里親養育の拡大と質の向上を推進ということで、いろいろな検討会や研修会に参加いただいて一緒に考えていくということでお願いをいたしました。

次のページを御覧ください。

実際皆さんに、QPIの先ほどのポリシーであったり、発祥の経過等をお伝えするんですけども、やはり重要なのは理念ということで、どうしてQPIを進めていくか、どうして里親養育が大事か、アタッチメントがとても大事かということで、アタッチメントについてしっかり述べております。

8ページ目のスライドを御覧ください。アタッチメントは、科学的根拠に基づく実証されたもので、十分に大人とよい応答性が、例えば不安があったときには安心できるような声かけをしてもらえるとということが、子どもの脳の発達やストレス調整に直接機能するので、そしてその脳発達が今後の長い人生の間で子どものベースメントをつくれますので、このアタッチメントをつくる、環境を築くためには、やはりいつも同じ人が同じように安心させてくれる、そして適切に応答してくれるという状態が必要です。それはやはり施設ですと人が入れ替わったり、異動があったり、ユニットが変わったりということがございますので、なかなかそこが難しいということで、アタッチメントがあるからこそ里親養育が重要だということ、それが子どもの利益になるんだということが言えるわけです。こういった理念を説明しております。

もちろん施設では絶対できないというわけではなくて、先ほど前島委員もおっしゃったとおり、信頼できる大人がいて、そういった役割を担っていただけることがもともと本質

的なところだと思っております。ただ、有利か不利かといったときに、やはり信頼できる大人がときどきいるほうがいいのか、いつもいるほうがいいのかといたら、やはりいつもそういう大人がいることが子どもにとってはいいということで、里親養育のほうがとても有利な状況にあることが言えるということになります。

そして、実際この理念を実施できたときに、「チャールズ・ジーナー教授問いから」ということで、実際里親さんがお子さんを養育する中で、いろいろな過去の体験からいろいろな行動が見えるかもしれませんが、その子どもの背景にはどんな様子があったということも、アタッチメントや、情報がしっかり共有された中では適切な応答をすることができるということになりますので、里親さんが必要な研修を受けて、アタッチメントを理解すること、トラウマについて理解することがとても重要だということで、皆さんにもお伝えしております。

また、パーマネンシー、先ほど渡邊主査のほうから述べましたが、こういった人とのつながり、子ども自身が望んだ大人とずっとつながりが認められて続いていくことがとても重要だと考えております。この日々の安心のサイクルがあってアタッチメントが築かれてつながり場所ができ、そしてそのコミット・保障の連続性・公認性がパーマネンシーにつながっていくということで、こういったことが里親さんにも今求められていますということで、市町村の職員の方や里親の方には説明しております。

次のページを御覧ください。

ビジョンの共有ということで、11ページのスライドには、では具体的にどのようなことを今後やっていけばいいのか、どのようなことが実践になるのかということで掲げられております。一つ一つは御説明いたしません、実際にこのビジョンを実践する形としまして、この12ページのスライド、先ほど申し上げた有利・不利ということですが、やはり一番アタッチメント形成、パーマネンシー保障に有利なのは実親家庭だと考えておりますので、まずは家庭支援を市町村さんが率先して、あらゆる努力を払ってやっていただくということかと思っております。

それでもそれがなかなかうまくいかないときに社会的養護となるんですが、そうした場合に第2優先としては、やはり家庭と同様の養育環境がお子さんには必要だということで、親族家庭や、なかなか家庭復帰が見込めないということになれば、養子縁組家庭に措置も必要かと思っております。そして親族家庭がなかなかないとなったときに、養育里親さん、ファミリーホームにお子さんをお預けするという形が子どもの権利を守る上では重要だということです。

そして、それでもなかなか居場所がなかったり、施設が向いているお子さんも中にはいらっしゃると思いますので、そういった場合については施設養育を第3優先として、また必要な場合に、お子さんのために養育するという形でケースワークを進めたいということで共有させていただいているところです。

また、QPIを実践したときに、次の13ページのスライドのような形の位置づけができればいいかと考えております。新しくつくった矢印や吹き出しのところにQPIの求める実践を入れると、このようなことができるかなということを書き出しております。

特に実親家庭と里親家庭、養育里親さんとの間で、しっかり情報共有であったり、協働養育ができるようになることで、お子さんが実親とのつながりも維持したまま、そして里

親さんともつながりをしっかりつくったまま、自分を大事にしてくれる2人の親がいる、大人がいるんだということを保障することができるということで伝えております。

また、パーマネンシーの保障の観点からいえば、里親さんのお宅で何年か生活されて、その後実親家庭に帰ったときに、里親さんとこれきりになってしまうとお子さんにとってはまたそこで分断が起きてしまって喪失感ということになりますので、そこも今後は里親さんには、措置解除後、御家庭に帰った後もお子さんに必要な場合はしっかりつながっていただくことも重要だということで、これもケースワークの中に取り入れていきたいと考えております。

そして、14ページのスライドには、年度内にいろいろな研修会やいろいろな場でQPIについてお話をしたり、ディスカッションをしてまいった経過について載せてございます。書いてあるとおり、研修会をしながらディスカッションを多めに取ってこれまで進めてまいりました。それぞれの皆さんが相互に持っている期待を言葉として伝えて、それを形にしていくという作業が本当によくできたかと感じている年でした。

次のページを御覧ください。15のスライドです。

その研修会・検討会を開催したときに、実際どのような意見が出てきたかというのを表にさせていただきます。それぞれの立場で、目指す姿の中を見るとパーマネンシー保障が重要だという意見であったり、自立への成長が必要であること、また実親支援が必要だ、地域とのつながりも大事だという意見が出てきております。

また、その中で真ん中の欄が、それぞれがどのような期待を抱いているのか、こういうことがあったらいいよねというものを載せております。敷居の高い情報共有の壁を低くしていきましょうということであったり、里親さん一人では難しさもあるのでチーム養育が大事だという意見だったり、里親さんのイメージをもっと変えていこうということで、いろいろな広報の発信の仕方やリクルートの時点での情報の共有の仕方も改善しようということが出ました。

そして、右側の赤の四角で困った部分に今度必要なこととしてこういうことを実践していきたいということが出てきた意見です。この中で赤字の部分については、既に取り組んできている部分ということで色を変えています。また、幾つかはマッキンゼー・アンド・カンパニーのパイロット事業の中で、里親のグループ化であったり、実親の説明のプロトコルであったり、実際お子さんが決められた里親さんのところに行くだけではなくて、自分でどんな里親さんかを知って、「この人に僕は決めるんだ」みたいな形でできるような、里親さんを紹介するフェースシートをつくるという取組であったり、里親さんに向けた研修をつくるというような取組を、既にパイロット事業の中でも実践してきております。

また、広報・啓発事業の中では、実親さんとの協働養育ということで、里親さんの皆さんにもアンケートを取り、皆さんのエピソードを集め、その中で地域の皆さんに発信していくリーフレットを今作成中ですが、その中では、実親さんと一緒に協働養育していることがとても大事だということであったり、家庭を本当に支援するとともに身近なパートナーだというメッセージ性を載せて、QPIの理念をあらゆるところに載せるようにしてきているところです。

また、最後17、18のスライドですが、今後取り組みたいこととして、今後5年間というところで、16ページのスライドにも載せていますが、特にやりたいということで17ペ

ージにケースワーク上の取組として、しっかりアタッチメントやつながりを意識したケースワークをしていきたいということであったり、家庭養育優先を徹底していく、特に乳幼児ということでここはしっかり強調して、市町村さんも含めて皆さんで取り組んでいきたいと考えてございます。

また、このQPIの理念を共有してやりたいこと、相互期待、またやれることをツールとしてつくってきている段階ですので、これからまさに実装が始まって実践が始まる、スタートするところでございますので、引き続きQPI推進のための会議や話合いの場の設定をしていきたいと考えてございます。

QPI運営会議であったり、養親に分けた地域コミュニティ推進会議であったり、里親さんがピアの関係で支え合えるようなコミュニティ活動を推進するような会議、ミーティング、活動であったり、あとは研修をよりよくしていく、広報の活動を見直すということで、それぞれの実務会議を設けるという形で、令和8年度以降取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上になります。

(上鹿渡分科会長)

続けて、お願いします。

(井口課長補佐)

続けて、資料5-2に関して、時間も押していますので簡単に御紹介したいと思います。

今、岡村から御説明いただきましたが、今年度QPIを一つの軸にしながら、リクルートであったり、里親さんに登録後どのように活躍していただけるのかということのパイロット施策を考えて実行してみるみたいな事業をやってきたということで、もともと今、御承知のとおり、児童相談所だけがこれまで里親の登録だとか手続だとかを担当してきたところが、民間の乳児院等が設置していただいている里親支援センターのほうに、特に養育里親さんに関しては少しずつリクルート活動支援などに関してはそういったところが増えていくという中で、いろいろな手続的なこと、どちらかというとな事務手続ですが、そういったものを整理していかなければいけないというのはもともと課題として言われていました。

そういった中で、事務手続だけというよりは、せっかく今年度こうやっているいろいろなことをやってきていますので、そうやって勉強したことだとか、パイロット事業でつくったものを生かす形で全体的な里親のチーム養育を進めていくガイドラインみたいなものがつくれないかということでつくったものがこちら、5-2になります。

1ページをめくって目次を見ていただくと、そもそも何で里親委託を進めていくのかということだったり、QPIの考え方の御紹介を2章でしていたり、里親のリクルートの研修で学んだことを踏まえて3章に書いてあったりということで、先ほどQPIのジーナー先生の研修などのお話を踏まえながら、子どもの意向のことを少し詳しく書いてあったり、先ほどの里親さんのグループ化とか、ショートステイの推進とかということを含めて、4章のところではチーム養育の実践をどうしていくのかということ、子供さんとの家庭を支援するという観点で書いてあったり、もう一つは、パーマネンシーのところでは親族養育という

ところも出てきましたので、親族里親さんの活用ということの観点で1章押さえてみたりということ整理をしてみたところです。

今日細かく御説明している時間がないので、また御覧いただきまして、御意見等あればいただければありがたいと思っています。

1点だけ御紹介いたしますと、後ろから4～5枚めくっていただくと資料5-3というのがあります。里親養育に関するコミュニケーションシートというものをつくっていて、いわゆる里親さんのアセスメントシートといわれるものになります。これを整理して、パイロット事業のほうでつくったと。何でつくったかという、里親さんの評価ということはもちろんあるんですけども、そういうことだけではなくて、里親さんのことをよく知らないという委託ができないことがございまして、そういった観点で、登録時から確認をしていくということです。20項目あるんですけども、里親さんへの期待値を明確化するということも含めて、こういう里親養育と一緒に目指していきたいと思いますという観点で作成しているものになります。

一つのみそとしては、どちらかという、こういうものは今まではフォスタリング機関側だったり、児童相談所側が面接をした結果でつけて記録をしておくというものだったんですけども、そうではなくて、これは希望者や里親さんにも自分でつけていただいて、そこを自分ではよくできるとか、苦手とか、逆に言うとフォスタリング機関からすれば、ここはすごく何々さんの強みだからぜひ生かしていただきたいところ、けどここはこういう理由で心配していますというか、懸念しているみたいな、逆に懸念しているからこういうサポートをしたいですみたいなそういうやり取りをするために使っていただければ思いつくったものになっています。

これはまだ正式に出しているものではなくて、いろいろな皆さんから御意見をお伺いしているところで、可能であれば、いったん試行版みたいな形を出した上で、今までやってこなかったような新しい試みもあるものですから、実際にやってみないとうまくいくかどうか分からないところもあるので、試行版的な形で1回回してみて、またよりよいものに来年度していくような方向で考えていければと思っておりますので、また、御意見等あれば、ぜひ、今日でなくてもお聞かせいただければありがたいと思っています。

もし何か御意見がこのタイミングであるとすれば、できましたら来週半ばぐらいまでに一度いただくとありがたいと思っています。18日ぐらいまでをめぐりに、メールで、任意で結構ですので、担当までお知らせいただければと思います。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。今、説明を一気にしていただきましたけれども、QPIの分厚い資料について、今この場で御質問や御意見がありましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか。

これは分厚いので、また見ていただいて、18日までにメールでそれぞれから御意見をお願いできればと思います。一応試行版自体も4月からやってみるという感じですか、ガイドラインも。

(井口課長補佐)

そうですね。順次という感じで、先ほどの方針と同じような形で、仮に試行版という形で出せるとすれば、出した後すぐに全てが始まるわけではないと思いますので、できることから取り組んでみて、見直しとかもしながらよりよいものにしていければと思っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。これは県の里親支援センターも実施するところを増やしていくという計画の中で、考え方自体も大きく変わっているところで、このガイドラインを今回案で挙げていただいたみたいな形で、本当に今この領域で話題になっている大事な点をほとんど網羅しているような内容だなと思いました。こういったものをつくっていただいて、まずこれでやってみると。それでいろいろ課題があったり、この委員には経験者も入ってくださっていますし、現場で子どもの声をいろいろ聞いていく中で、里親さんの声も聞きながら変えていくというスタンスで取組をまず始めてみるという、前と違うやり方で考え方も変えてやっていくというところで、非常に重要なものを挙げていただいたと思います。

内容がかなりありますので、ぜひ皆さん、自分が気になるなというところだけでも見ていただいて、再考することがあれば言っていただけたらと思います。

私は特に、5のところの子どもの意向をしっかり入れていただいて、これまでしっかり取り組まれていなかったところで、全体に新しいものがたくさん入っているのですが、そういったものを取り入れながら、それぞれの担当がやってくれるといいなと思いました。ありがとうございます。

では、何かあればまたメールでということをお願いいたします。

これで、会議事項の(1)が終わりましたので、ここで5分の休憩をはさみたいと思います。その後また(2)から進めていきます。27分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

## 【 休 憩 】

(上鹿渡分科会長)

それでは、議事を再開したいと思います。4時半までですので、1時間だと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議事項(2)長野県社会的養育に関する実態調査の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(渡邊主査)

よろしくお願いいたします。渡邊から御説明いたします。

長野県社会的養育に関する実態調査ということで、措置をされている子供さんたちにアンケート調査を実施したものをまとめたものになります。昨年度に引き続き、社会的養育推

進捗の進捗状況等を確認するという目的で実施したものとなっていて、調査対象となった子どもの数は533人で、回収率は70%程度でした。

お手元の書類については、単純に設問の数を集計したものと、二つの項目をクロスして集計したという構成になっておりますので、詳しくは御覧いただけたらと思いますが、一部御説明したいと思っております。

1枚めくっていただくと、2ページ、3ページと下に振ってありますけれども、生活している場所だったり、過ごした年数、性別、年齢等になりますので御覧いただければと思います。4ページ目に心と体の調子についての質問があります。コメントにも書いてありますが、「調子がよい」というのが最も多い回答ではあって、若干括弧の中の昨年度の比ではマイナス0.5というところではありましたが、次点で「どちらかといえば調子がよい」というところは4.2ポイント増加していたり、反対に「調子がわるい」という回答は4.6ポイント減少に転じているということになっています。

下の問6ですが、「いま生活している施設・里親家庭などでは、安心してすごせますか」というものになりますが、「どちらかといえば安心してすごせる」というものが昨年度より2.3ポイント上がっているのと、「安心してすごせない」が減っているという状況ではありました。

5ページの問7ですが、「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを聞いてくれていると思いますか」という内容でした。「聞いてくれると思う」が58.6%で一番多くて、こちらも昨年より若干1.8ポイント上がっているところと、「どちらかといえば聞いてくれると思う」も続いていて18.4%と、こちらも若干昨年度より上がっています。

一方で、約2割弱は不明だったり、中立的な回答で、うち6～7%ぐらいが否定的な回答もあったところがありましたので、全員が十分に実感を得ているというところではない状況があるかというところです。

次の7ページ以降ですが、交流の状況についての質問が続いているところになります。7ページの問10に関しては、大体毎月交流があるということだったり、2～3か月に1回ぐらいはあるという回答が昨年度より増加していて、一方で、「今の生活がはじまってから1回もない」というところが昨年度よりだいぶ上がっているところではありました。調査の直前に措置が開始されたりというお子さんの回答が影響している可能性もあるところです。

1枚めくっていただいて問11ですが、「交流している家族や親せきはどなたですか」というところですが、母親が一番多く回答があって、その後父親・きょうだいと続くという状況と、下の問12については、現在の交流についてどのように思っているかというところですが、継続していきたいということだったり、増やしていきたいと考えている子どもが6割弱を占めている状況ではありました。

9ページの問14、下の段のほうについては、今の施設や里親家庭などを振り返って、対応がよかった、あるいはサポートがよかったみたいなどの設問になっております。「よかった」という回答が57.5で一番多く、これも昨年度より7.8ポイント上昇しているところです。内容とすると、ページをめくっていただいて、どんなことが一番よかったかというところですが、コメントに書いてあるとおりの「親身に相談に乗ってくれた」という

ところが28.6%で一番多くなっていて、これは自由記述だったのでこちらで分類した部分もあるんですが、一方でネガティブな意見というくくりで22.2%と示してありますが、具体的には「いじめられているのに助けてもらえなかった」みたいな言い方の回答だったり、あるいは施設のお子さんで「勉強がしたいのに環境がうるさくてできなかった」といった記述があったところでした。

続いて1枚めくっていただいて12ページですが、問17、今の生活の中で困っていること等を相談できる大人についてというところで、施設の職員さんが40.9%で一番多くて、これも昨年度より2%ほど上がっていて、続いて児童相談所の福祉司も27.3%で9.1ポイント上がっていたり、それに続いて母親、また児童相談所の心理司が続いているという形でした。なので、児童相談所の職員が福祉司と心理司を合わせて42.5%というところまで占めているところがあって、一定の信頼を得ているという考えであるところでした。

14ページの間20以降の質問は、子どものアドボケイトに関わる内容が続いていて、意見表明等支援事業といったところの周知の部分だったりするところでした。アドボケイトについて「知っている」という回答は24.1%で、「知らなかった」「分からない」というところが70%以上だったというところでした。4人に1人しか知らないというところだったので、子どもにとってなかなか浸透していない状況が今で、今後の周知が課題となっているところでした。

16ページ以降は子ども自身が子どもの権利についてどの程度把握しているか等に関わるものになっているところでした。問23の知っている権利についての設問では、「生きる」「育つ」「教育」「遊ぶ」といった日常に関わる権利のほうが認知度が高いという結果が出ているところでした。

18ページにいきますと、問26で自分が大人になってもずっと自分のことを見守り、困ったときに助けてもらえる大人ということに関して質問した部分です。「いる」と回答したのが58%で、昨年度より10ポイント改善しているというところは見られたんですが、一方で「わからない」「なんともいえない」というところも3割を占めている状況でした。コメントにも書いてあるとおり、将来の不透明さだったり、現在の関係が将来も続くという確信までは持てないという子どもの心理が影響していると考えられるところでした。

隣のページの間27では、先ほどの26で色を選択して回答してくれた人にお聞きをしていて、誰がそれに該当するかというところでした。やはり施設の担当職員さんが多かったり、お母さんが一番多いのですが、担当職員が高い背景には、やはり日常的に信頼関係を築いたり、日々の相談や支援の積み重ねが影響しているというところで、施設のケアの重要な成果かというところで認識しています。

母親と施設の担当職員が高い値を示したというところで、その肯定的な側面とすると、家族とのつながりの維持だったり、日常的な支援者というところ、家族たちと信頼関係ができていてという一方で、家族の関係が不安定になった場合の影響が子どもに強く出ることだったり、職員が異動してしまった場合の影響が強く出るといったような側面もあると考えられるところでした。

めくっていただいて問28は、記述式の回答になっておりまして、記述してくださった内容をこちらで区切ってコードをいろいろつけて集計してグラフにしたところでありました。結果とすると、施設での生活環境を改善してほしいという意見が多かったということにな

ります。背景として、自由とかプライバシーが制約されたり、いろいろと生活のルールが厳しいところだったり、家族との交流・家庭復帰をしたいみたいなどころも多く出ていて、家庭分離の寂しさだったり、家族の状況に対する不安だったり、帰属意識やそういった感情の揺らぎが影響しているところが考えられますので、やはり面接や交流の機会を柔軟に設定するということがあったり、家族支援の強化を求められるところかと思っております。

また、意見表明の場をつくってほしいという意見もありまして、子どもが自らの声が届いていないというように感じていたり、あるいは話したけれどもやはり変わらなかったという体験をしている可能性もあったり、もともとその意見を伝える場がないということを感じているお子さんもいるというところで認識をしています。

21ページ以降は、クロス集計の結果になっています。21ページは心と体の調子について、例えば措置先の種別でクロスするとどんな形になるかというところで、里親・ファミリーホームのほうは「調子がよい」が64.3%で、養護施設に比べるとちょっと高くはなっていると。これにつきましては家庭的で一貫した関わりだったり、少人数だったり、個別性の高さだったりというところが影響しているところではありますが、それぞれ里親のお宅だったり、施設等にもよって状況が異なるので、一概にそうも言えない部分もあるとは思っています。

めくっていただいて、23ページの交流の状況についてですが、今の生活が始まってから1回もないという回答については、里親・ファミリーホームが14.3%で、施設よりも少し高くなっているところ。これについては、施設では面会・連絡のルールや窓口が明確に設定されているところが影響している可能性があると考えているところです。

また、25ページでは年齢別で交流の状況を見たところになります。9歳から12歳においては「大体毎月ある」が最も高くなっていますが、その後は年齢が大きくなるほど低下していくという傾向がありました。この背景ですが、思春期以降は進学や部活や友人関係といったものに生活の中心が動いていくことも考えられるところと、年齢が上がるにつれて家庭との関係における葛藤が生じやすいところもあると考えているところです。また、措置が長期化すると家族関係も希薄になっていく影響が出ていると認識しています。

何枚かめくっていただいて29ページあたりは、困っていることや不安なことを相談できる大人という設問で下のほうに書かれていて、1枚めくっていただくとその結果が出ておりますが、措置先との分類でクロスしたところでは、児童福祉施設では施設の担当職員が最も多いというところと、里親・ファミリーホームでは里母さんが一番多いところでした。やはり日々そばにいる大人というものが上位に位置するところでありまして、次に児童相談所が続いていて、情緒的な支えとしてお母さんというものが存在しているという構造かと認識しています。

最後の32ページですが、こちらも年齢別でクロス集計したものです。相談できる大人がどういう変化をするかです。年齢が上がるほど施設の担当職員の割合が少なくなっていて、また里親さんのところでは、年数が長くなるほど里父高くなることが示されたところです。これについては、初期の段階では担当職員さんの役割が大きいけれども、年齢が上がっていったり、措置の年数が上がっていくと、あるいは児童相談所とかお母さんとかに分散していったり、相談するネットワークが子どもにとっても複雑化していく傾向があると認識しているところです。

以上、一部ですが、簡単にアンケートの結果をお伝えしました。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。ただいま、長野県社会的養育に関する実態調査の説明について、御意見、御質問等ございますか。

青木委員、お願いします。

(青木委員)

問20のあたりからの話になりますが、意見表明等支援員、アドボケイトに関する認知度の低さや利用方法、理解の不足ということが課題としてあるということですが、これに対する今後の周知や対応について、何か具体的には見通しを持っていらっしゃるがあれば教えてください。

(渡邊主査)

意見表明等支援事業というものは、県の事業で社会福祉士会に委託をして今実施をしていて、現在一時保護所、中信と北信の養護施設2か所に訪問しているところです。今年度意見表明支援員の数を要請して増やしていて、来年度以降、東信と南信の施設で訪問する場所を増やしていくのと、今後リーフレット等を作成して措置されている子どもさんのもとに届けて、この事業の周知や活用できる体制を整えていく見通ししているところです。

(青木委員)

ありがとうございます。子どもの権利擁護というところで、子どもを主体として考えて意見を聞いて、それを支援に反映していくというところでこの意見表明支援というのはとても大事な部分だと思いますので、一層認知されて利用が増えるように対応していただければと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。この結果の内容が気になる、どうするんですかということ、今のような御質問を含めていただけたらと思います。

これは令和7年度の報告書ですが、アンケートした期間はいつでしたか。

(渡邊主査)

失礼しました。令和7年12月15日から令和8年2月15日にかけて、その間に措置されている子どもさんに対して実施をしたところです。

(上鹿渡分科会長)

つい最近ですね。

これは毎年やるのでしたか。

(渡邊主査)

県の計画の進捗の確認の一環というところで実施をしていく形と認識しております。

(上鹿渡分科会長)

毎年ですか。

(渡邊主査)

毎年度です。

(上鹿渡分科会長)

皆さんに考えてもらっている間に思ったことですが、問6や7、もちろん安心して過ごせるとか、どちらかといえば安心となっていて、ちょっと多くなっている、ポイントが上がっているという話ですが、「どちらともいえない」「わからない」「そうではない」と言っている子が一定数、安心して過ごせない子が5%とか、否定的が7%とか、これは五百何人でその割合だと20~30人ぐらいはそういう子がいるかと思うと、数値的に割合としては低くはなっているかもしれませんが、残っているここをどうしていくかが大事な点かと思って聞いておりました。

そういう意味でも、先ほど青木委員からもあった権利という視点で、そこがちゃんとできているのか、今回アンケートで意見を出せてはいますが、さらにそれを解決するほどには出せていないかと思しますので、そういうところがつながっていくといいと思って見ておりました。

中でも、先ほど前島委員からもあった点と絡むかと思ったところですが、問26「自分がおとなになってもずっと自分のことを見守り、困ったときに助けてもらえると思うおとなの人はいますか」で、「いる」人が58%で、「わからない」が多いんですけども、さっと思いつかないということではない近い感覚かと思うんですが、それで「いない」という人が10%近くいるところもとても大事なところで、これまで説明されてきたような新しい取組でこのあたりをどうにかしていこうということだと思います。現状この状況がこの後の取組でどう変わってくるかがとても重要なところですよ。

今回こういうアンケートが今の時点でちゃんと取れたのはよかったかなと。前はこういう質問自体がなかったんじゃないかと思しますので、この状況をまずは捉えて、これが当然100になるのが全ての子どもにとって「いる」ということが前提になる問いで、全ての家庭を取っても100にはならない現状かと思しますが、社会的養護はやはりそういう場をちゃんと持てるようにするためにということで力を入れているはずのところなので、ここは100を目指していけたらいいのではと思って見ておりました。

皆さん、何か思ったこととか、これはこういう意味じゃないだろうかとかありましたらいただけたらと思いますが、どうでしょうか。よろしいですか。

これで(2)が終わりましたので、続いて(3)その他になります。事務局のほうから、その他について資料7を用いて御説明をお願いいたします。

(渡辺担当係長)

それでは資料7以降につきまして、私から御説明いたします。

お手元の資料7を御覧いただければと思います。

こちらは前回第1回のところで一度総括いたしましたでしたが、その時点でまだ数値が出ていなかった箇所がございましたので、追加で御報告するものです。前期の社会的養育推進計画の評価指標の進捗状況のまとめでございますが、こちらの最後のところ、6ページを御覧いただければと思います。

評価指標につきましては、代替養育を受けていた子どもの大学等進学率というところで、令和6年度について数字が入っていませんでしたが、36.0%という数字が出ましたので、そちらを記載いたしました。

それから、その次のページを見ていただければと思いますが、こちらは今度社会的養育推進計画の後期計画の指標の中の14番「ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするために取り組むこと」ということで、一時保護の計画の中の指標です。この中の評価指標の一番下で、「一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況」というところですが、令和6年度の実績、スタートラインをというところで整理しておりましたが、令和6年度の実績については取りまとめ中というところで報告をしておりました。したがって、この場をお借りして、その時点の令和6年度の実績について御報告したいと思えます。この枠には書き切れなかったものですから、別添というところで整理いたしました。

資料をおめくりいただければと思います。「一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況について」ということで整理いたしました。

概要のところは先ほど申し上げましたとおり、後期計画において指標として設定しておりますので、一時保護所の状況について把握したものでございます。

2のところですが、前提としまして、一時保護所にどんなルールがあるかといったところでイメージを持っていただくために主なものとはなりますが、簡単に御説明いたします。

日課と申しまして、学校でいうと時間割のようなイメージかと思いますが、毎日の学習や食事があるほかに、工作や運動等の日ごとのメニューで生活をしているところです。

面接については、必要に応じて実施されている状況でございます。

日常生活については、名前に「さん」をつけたり、動きやすい服装など生活上のルールがあったりします。

それから持ち込みにつきましては、一時保護をされたときに危険なものや不要なものは持ち込めないということで、アクセサリーや携帯電話、ヘアピン、カッターなどは持ち込みができませんということです。

余暇につきましては、ぬりえや紙を使って遊んだり、おりがみ、けん玉、テレビ視聴等についてあるんですが、時間の指定や使用方法が決まっているということです。枚数や、何分から何分までという時間など、そういった形で決まっています。

危険防止ということでまとめましたが、無断で一時保護所の外には出ないとか、携帯・スマホは持てない、子ども同士で伝えていけないことがあるということ、これは趣旨とすると、プライバシーの保護やトラブルの防止といったところです。内容としますと、住所や電話番号、学校名、家族や友達のこと、恋愛の話等は子ども同士で伝えてはいけないといったルールがあります。これがルールの概要です。

そういった中で、令和6年度で3になりますが、ルールの見直しやそんなことをどういった形でやっているかをまとめました。長野県内には二つの一時保護所があります。中央相談所の一時保護所と松本児童相談所の一時保護所ですが、一つ目の設問につきましては、「一時保護所における管理を目的としたルールは最小限のものになっているか」という問いですが、こちらにつきましては、中央・松本どちらも令和6年度中に見直しはしましたが、まだ最小限のルールにはなっていないというところ です。

2番目の設問ですが、「ルールについて、定期的に検討・見直しを実施しているか」という問いです。それにつきましては、中央児相につきましては、第三者評価の助言を受けまして、毎月の係会でルールの検討・見直しを実施しているところ です。一方の松本につきましては、こちらも月例のこども会議で意見が出たら検討・見直しを行っているといったところで、検討・見直し自体は実施しているといったところかと思 います。

3番目ですが、「ルール見直しの検討結果及びその検討後の対応とその理由」といったところでまとめました。中央児童相談所の※になりますが、子どもの意見を踏まえた変更と整理できるものにつきましては、次の欄にまとめましたので、明確に子どもの意見を踏まえたものとは言えないがルールの見直しをしたものについて、まずは中央児童相談所について御説明いたします。

個別のルールだったりしますが、例えば中央児童相談所では、私物の持ち込みということで、自室のみになりますが、ぬいぐるみなどの安心グッズの持ち込みを可としたというルール変更がありました。また、余暇の紙の使用ということで、前提の御説明が必要ですが、個人情報の交換に使用される場合も多いということで、紙には使用の制限がかかって います。そういった中で、絵を描いたり調べたものを書き写すことに使用するという用途 になりますが、そういった紙の使用につきましては、令和6年度は使用可能な枚数を増や した、もともと1枚だったものを2枚にしたとか、使用できる時間を25分延ばした といったような変更があったということです。

他方で、松本につきましては、振り返り日課、こちらも御説明が要るんですが、振り返り日課というのは、児童によって暴力や器物の破損、無断外出など事後報告が必要な程度 のトラブルがあったときに、同じことを繰り返さないために振り返り日課ということで、 職員と児童と一緒に考えることを振り返り日課と言っていますが、こちらを一律で実施 していたんですが、子どもごとに必要な課題を実施して、状態が安定すれば終了とする 取扱いに変えたというルール変更がありました。

また、日課の中で一番最初にお風呂に入る子どもについては中庭で遊べない、風呂に入る からだと思いますが、そういったところについて工夫して、宿題時間を前倒して遊べる ようにしたということもありました。

その後、子どもの間の手紙のやり取り、先ほど子ども同士で伝えていけないことがある ということをお話ししましたが、こちらについてはケースに応じて福祉司主体で判断する こととしたということもありました。

また、学校への登校につきましては、こちらも福祉司が個別に必要なかどうかを判断する というようなことで、判断材料としては、登校手段や持ち物の管理ができるか、外部との 連絡は大丈夫か、職員体制がしっかりしているかといったことを踏まえて、どうするかを 判断しているということです。

2枚目の4番目の設問ですが、「検討・見直しに際しては、こどもの意見を聞く機会を設けているか」ということで整理いたしました。中央児相につきましては左側になりますが、検討・見直しに際して子どもの意見を聞く機会を設けているということです。松本につきましても、普段の生活の中で子どもから意見が出たときは、その都度職員間で検討しているということで、聞く機会については多少違いはありますが、設けているということです。

具体的に子どもの意見を受けて変わった、または変えなかったものにつきまして少し触れたいと思います。左側の中央児相ですが、テレビ録画ができる時間を拡大してほしいという要望があったようです。これが22時半、10時半までだったものを夜11時以降も録画のようにしてほしいということでした。そういった中でアニメやスポーツは可能にしたという対応にしたということです。

またDVD視聴に際して、子どもがリモコンを操作できるようにしてほしい、それまではそうではなかったということですが、ルールをそのように変更したということがありました。

また3番目ですが、DVDの視聴時間の選択が30分か60分か、そういう大きな枠でしかなかったんですが、最大の時間は60分で変わらないんですが、10分単位で見られるように変更されたといったところです。

それから日課でスポーツを増やしてほしいということがあったので、日課の中でそのようなものができるように対応したといったことですか、レクリエーション遊具を増やしてほしいということで増やしたといった対応もあったということです。

他方でパソコンやスマホ、ゲームを使用できるようにしてほしいということに関しては、要望がありましたが、ルールは変更しておりません。理由を確認しましたところ、やはりゲーム機等につきましては、そもそもの背景としまして、ゲームのやり過ぎで家庭でトラブルになっておりましたり、依存症の心配もある中で使用には慎重な判断を要しているといったところと、加えて制限のある予算の中で優先順位をつけるとすると、現段階では使用を禁止しているといったところでした。

右側ですが、こちらは松本児相の意見と対応状況になります。

やはりテレビの話が出ていますが、テレビ録画には全体枠と個人枠があり、全体枠というのは共通で見る分ということですが、全体枠で何を録画するかについても意見を聞いてほしいといったことがあったのですが、そちらは個人で見たいものは個人の録画枠での対応をお願いしたといったところです。

また、卓球については、日課の中の午後の活動では可能であったけれども、それ以外の時間でも実施したいという要望があったということで、余暇の時間、午後3時45分から5時45分に当番制で卓球ができるようにルールを変更して見直されたところがありました。さらにその見直しをされた後、夕食後にも卓球がしたいという話があったけれども、卓球についてはそれなりにスペースが要るので、卓球以外の過ごし方をしている子どももいるので夕食後の実施は難しいという回答をしたということがありました。

一番下の○になりますが、今後の検討・見直しを実施する予定につきましては、中央につきましては検討・見直しを定期的実施して、その際は子どもたちの意見もきちんと踏まえたいといったところで整理しております。他方、松本につきましては、こちらは不定

期ではありますけれども、検討・見直しをやりまして、その際はきちんと子どもの意見を聞きたいといったことで整理しているところでございます。

状況につきましては以上でございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。ただいまの評価指標に関する報告の説明、一時保護所の生活ルールについての報告等も含めまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

一時保護のかなり細かいお話ですが、子どもにとってはとても大事な変更が言ったことでなされたり、無理な場合は理由を言っていることになってはいますが、この辺は、唐木委員、前島委員、渡部委員で御経験等があって、そのときの経験等から、今日出たもの以外にも何かあるかもしれないと思うんですが、もしあれば御意見をいただけたらと思いましたが、いかがでしょうか。ほかの委員の方々も、一時保護されたときのお話を皆さんにはしていたりするかもしれないので、こんなのが大変だったとかいうことがあったら、あとはここでも言っていないかもしれないので、皆さんが聞いている範囲で気になっていることがあったら、ぜひいただけたらと思います。

お願いします。渡部委員、ありがとうございます。

(渡部委員)

関係がなかったかもしれないんですけども、私が一時保護所ではなくて、違う養護施設で一時保護だったんですけども、ルールは何となく保護所のとく同じ感じなので、周りの施設入所の子はよくて自分は駄目みたいなことが結構短い期間でも嫌だなと思ったので、保護所だったら、もしかしたらそういう差みたいなものはないかもしれないんですけども、同じ環境で暮らしている子どもなのに、明確な差が見えてしまったりすると嫌だったなという記憶があるので、それが改善されたらうれしいなと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。とても貴重な御意見だと思います。

何かありますか。

(渡辺担当係長)

ありがとうございます。確かに一時保護所、中央と松本でも共通のしおりとかというわけではなくて、それぞれ、例えばカーペット敷きだったりというその状況の違いから反映されているものもあつたりするんですが、ルールが違うところもあつたりするので、例えば一時保護所間でルールを共有したり、検討するというのも場合によっては必要かということは今思いました。

(井口課長補佐)

補足をいたしますと、一時保護所間の違いはあるんですけども、どうしても保護所は児相にくっついている県の施設になるので、県の施設だけでは一時保護を全てできないという形があつて、児童養護施設にお願いするとか、里親さんにお願いをするということが

あります。そういった中で、一緒に生活をするんだけど、でもまだ一時保護中だからとか、そういったことの中で、たぶん施設によっても違いが相当あると思っていて、実はその辺の一時保護委託の今のルールのことについては計画のほうにも、ほとんど書いていない気がしています。

ただ一方で、そういう話は初めてではなくて、もしかしたら昨年もお伺いしたかという気もしておりますし、その他も初めてお話を伺った内容ではないので、そこを来年度以降意識して、施設の皆さんとも相談をしたり、一時保護の専用の施設を増やしていこうというのは計画のほうにも書いてありますので、そういった形で同じような生活ができるとか、里親さんのところに行けば個別的な生活ができるということもありますので、そういったところの施策と合わせて、今の委託のところについては考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。  
ほかはいかがでしょうか。  
武捨委員、お願いします。

(武捨委員)

生活の中の学校に行くという大事な要素が含まれているわけですが、私どもで一時保護、あるいは市町村のショートを受けるにしても、基本的には児童相談所の担当者と相談をして、なるべく学校に送迎しながら登校できるように配慮しているんですが、今、中央児相と松本では登校の関係ではどんな対応がされているのでしょうか。

(渡辺担当係長)

ありがとうございます。今、松本児相では登校については個別具体的に判断を書いております。中央でも状況は同じで、明確にというよりは実情に応じて登校が必要かどうか、可能かどうかを判断して、登校できる子についてはということで対応しているところです。登校の状況につきましては、おっしゃっていただいたとおりすごく重要なことかと思っております。そういったところも含めて、実際に希望がどうか、通えたかどうかといったところは把握していきたいと思っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。  
お願いします。

(井口課長補佐)

今のところを補足いたしますと、今年度、希望をまずは聞くということと、希望に応じて登校ができているのか、できていないのか、どの程度できているのかというところは担当の渡邊を中心に児童相談所から実はデータを集めています。今年度いっぱい取って

いますので、今日は御報告できないのですが、また来年度に7年度の実績という形で、まずはそこがベースラインになっていくと思えますけれども、御報告する予定でありますので、補足いたします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。

杉山委員、どうぞ。

(杉山委員)

一つお礼ですが、預かった委託児童の習い事の活動経費の補助を創設していただいております。家にいた頃やっていて、里親措置されたときにできないということがあったのでありがとうございます。

以上です。

(上鹿渡分科会長)

よろしいですか。時間もだいぶ迫ってきましたので、次に行ってよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、続けて事務局から資料8についてお願いいたします。

(小川児童相談・養育支援室長)

資料8「社会的養育推進に係る令和8年度の主な事業について」ということで御説明いたします。

黄色い事業名の隣に、令和8年予算案ということで記載しております、その隣に令和7年の予算額ということで記載しております。令和8年の予算については、今、議会中のごさいます、予算案をこれから議決いただければ予算額ということになりますので、今の時点では予算案ということで記載しておりますので、金額等も合わせて御覧いただければと思います。

最初に「1 こどもの意見表明等支援事業」、先ほど実態調査の中でアドボケイトということで御質問等いただきまして、若干触れましたが、今年度は、一時保護所・施設等をそれぞれ2か所ずつ訪問をして意見聴取をしているというような状況で、来年度は先ほども御説明いたしましたけれども、もう少し施設数、それから支援員を増やして拡大をしてまいりたいと思っています。

ただ、限られた支援員が施設を回るということでなかなか難しい部分もございますので、そのあたりも制度自体をしっかりと周知して、必要な方が意見表明できるような仕組みを今後考えていきたいと思っております。

2番目の「児童家庭支援センター運営事業」でございますが、児童福祉施設等が設置する地域の専門相談機関、こういったセンターの運営事業を補助しておりますが、来年度は6か所から7か所に拡充して地域の支援力の向上を図ってまいりたいと考えております。

3の「妊産婦等生活援助事業」でございますが、生活上の困難を抱える妊産婦等について、電話等による相談支援だけではなくて、入所等による生活・出産・育児に関する支援

を行う事業でございまして、来年度も引き続きうえだみなみ乳児院さんに委託するというような予定でございます。

4番目の「養親希望者手数料負担軽減事業」でございまして、特別養子縁組の取組を進めていくということで、昨年度に引き続き、民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受けた場合の手数料について補助を行うというものでございます。

それから、5-1、里親のフォスタリング機関の関係でございまして、里親支援センターの運営事業につきましては、来年度3か所から5か所に増やしてまいりたいということでございます。

それから、包括的里親支援事業ですが、里親支援センターの立ち上げを前提としました里親支援業務の委託事業でございまして、来年度民間施設等に2か所支援をしまして、受け皿の拡大等を図ってまいりたいと考えております。

加えて、質の高い里親養育を目指しまして、QPIの取組として関係機関の連携強化を図る会議等の開催等も実施する予定でございます。

6番目の「こどものための親子関係再構築支援事業」ですが、子どものパーマネンシー保障のために、令和6年度に創設しました子ども家庭福祉分野に特化したソーシャルワークの専門性を担保する国の認定資格「子ども家庭ソーシャルワーク」の資格取得のための促進ですとか、保護者支援のプログラム等の導入によりまして支援体制の強化を図りまして、家庭復帰など親子再統合の取組を展開してまいりたいと考えております。

7番目の「措置児童の習い事（課外活動）等の費用の補助」ということで、先ほどさっそくお礼をいただきましたけれども、今年度から創設いたしまして、県単独で小学生以上の措置児童の課外活動等の経費について補助してまいりたいということで、来年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

8番目の「社会的養育自立支援拠点事業」ですが、社会的養護経験者の孤立を防ぎ、適切な支援につなげていくために、相互交流の場の提供や、一時避難的で短期的な居場所の提供なども行う社会的養育自立拠点を、今年度からですが、来年度も引き続き運営していくために、県社協さんが行っている取組について補助を引き続き実施してまいりたいと考えております。

9番目の「児童福祉人材確保・定着事業」でございまして、これは来年度からの新規事業でございまして、児童養護施設等における人手不足の解消を図るために、社会的養育の分野に係る人材バンクを設置することによりまして、志や関心のある学生等に対して、魅力の発信、求人情報の提供等を行うとともに、相談窓口を設置して、就職後の定着のフォローも実施してまいりたいと考えております。

資料8については以上でございまして。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。ただいまの社会的養育の推進に係る令和8年度の主要な事業について、御意見、御質問等ございますか。

お願いします。

(島岡委員)

6番の「こどものための親子関係再構築支援事業」についてですが、この保護者支援プログラム等の具体的なプログラムの内容や方向性は既にお考えかというところと、市町村が関係支援事業を実施するに当たって、参考になるような、例えば県全体の研修会といったものの企画とか、今の段階でお考えになっていることがありましたら、教えていただければと思います。

(渡邊主査)

ありがとうございます。親子関係再構築支援事業については、保護者の方の支援ということで、家庭訪問型のペアレントトレーニングというもの、セーフケアというものを受講者を募りまして、乳児院であったり、母子生活支援施設であったり、児童家庭支援センターの職員さんに受けてもらっているところです。

今その方たちが実際に家庭訪問をして、子育てのスキルを伝えたり、家庭の環境が安全かどうかというところの助言をしているというところの取組が始まっていて、今年度2月のところで施設の職員さん向けの研修ではあったんですが、市町村の方にもお声がけして、そんなような取組が始まっているところの御説明をしたところです。来年度も引き続きそのセーフケアに関しては受講者を募るというところを考えてはいるところです。

(上鹿渡分科会長)

よろしいですか。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

(島岡委員)

関連してですが、私も6番が、先ほど申し上げたようにすごく大事な事業だと思うんですが、今年度7年度より少なくなっていますけれども、今年度は個々のケースに応じて児童相談所の方が必要だと判断した親御さんが受けたということでしょうか。

(上鹿渡分科会長)

先ほどのセーフケアの研修ですか。

(島岡委員)

親子関係再構築事業を、7年度はどのように使ったかということに関して、ペアレントトレーニングを受けたケースというのは、児童相談所の方がそういうことが必要と判断して受けたということですか。

(渡邊主査)

そのペアレントトレーニングのプログラムを実施できる、養成できる研修を、まず、先ほど申し上げた乳児院の方たちに受けていただいたというところで、特に児童相談所がそれを判断して受けてくださいということではなくて、県のほうでこういった研修について補助をしますというところの御案内をして、募って受けていただいたというところです。

(井口課長補佐)

少し補足いたしますと、「こどものための親子関係再構築支援事業」ということで、県としてこういう事業名をつけていまして、先ほど室長から御説明申し上げたとおり、半分以上が子ども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の関係の予算を実は盛っていまして、関係があるだろうということで、そういった中で、児童相談所や施設の職員の方が取得しているところがあります。

具体的なプログラムを現状入れるというよりは、どういう方向でやっていけばいいか、先ほど渡邊のほうで御報告申し上げた、久保先生や宮國先生と一緒にいただいで検討しているみたいな話も、例えばそういった謝金として予算を使っていたり、そのほかアタッチメントという話もあったりする中で、そういった研修の予算とか、あとは今申し上げた地域の予防的な支援ということで、セーフケアを入れられないかということで、幾つかの施設や市町村の職員の方に受けていただいで、これから展開していくという状況でございまして、何かプログラムとして、「はい、あなた、これをやってください」みたいな展開にはなっていないです。

(島岡委員★)

分かりました。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

それでは、これはよろしいでしょうか。

では、次に最後の資料、資料9について事務局から説明をお願いいたします。

(井口課長補佐)

最後、私のほうから説明いたします。これは頭出しみたいなのところがありまして、時間も押していますので、ごく簡単に御説明申し上げたいと思います。

今の8ページをめくっていただいた資料9になりますが、実は、もう一枚めくっていただくと、長野県里親認定基準というのが出てきまして、こういったものを実は令和2年3月につくったものでして、この分科会、もちろん里親さんの御意見や里親審査部会の御意見関係各所の御意見もお伺いした上で分科会で御検討いただいで策定したのになります。微修正等で、今年4月1日適用となっていますが、もともと大きくは2年3月につくったものということです。

先ほどの里親さんとのコミュニケーションシートというチェックシートを20項目で今度つくって、それでどういうふうなところを目指していきましょうかという話をしている中で、それが本格稼働してくると、だいぶ項目が重なってくるものから、こちらのほうは、廃止の方向で考えてもいいかと思っていまして、実は細かいところで2番の(5)ですが、配偶者がいない場合、要するにお一人の方が単身で里親になろうとしたときに、アとイの資格があるか、子育て経験があるかという要件については、今チェックシートに特に盛っていないで、ただ一方で、単身の方であっても、逆に言うところ

御夫婦であってもいろいろな状況の中でなっていた方がいい方、そうでない方がいらっしゃるので、一律でなくてもいいのかなという気もしています。

あとは、3番の(2)ですが、広さが1人3畳とか、2室10畳以上とかあるのですが、実際にはこれに引かかる方はそんなにいらっしゃらなくて、そこまで細かく見ているというよりは、家族の方も含めてどれだけゆとりがあって快適に生活できるかというところもあったりするので、こういったところについては、特に今、先ほどのシートにあるわけではないですが、コミュニケーションシートが本格稼働し始めれば、こちらは廃止してもいいかと今のところは考えていますということで、分科会でこれは御議論いただいたものなので、今日は頭出しとして、そういったことを検討していきたいということの先んじてお話をしていければということで話題にいたしました。

国では、とにかく児童福祉法上では、里親の要件ということで、資料9にありますとおり、例えば用戦と親で申し上げれば、①②③と④の要件を満たした方が里親登録になるということで、法律上はこの四つの要件だけなものですから、基本的には今の法律上の予定があって、そこをどう判断していくのかということで、一つの目安があるというものが今の認定基準や、今後考えているコミュニケーションシートという位置づけと御認識いただければありがたいです。

そういったところで、認定基準についてはまた御相談できればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。確認ですが、今説明していただいたのはこの後分科会でもっと議論されたものが、もう一回ここに最後に出てきて、ここで承認するという形になるんですか。それとも、そちらで承認したものが報告で上がってくるということですか。

(井口課長補佐)

もともとこちらの認定基準のほうが、分科会で御議論いただいた上で策定をしているので、御相談申し上げて承認というのか、こちらで一応の方向性は出していただいた上で、最終的に県として決めさせていただければと思っています。

(上鹿渡分科会長)

県のほうで最後決めるということですね。ですから、もう一回ぐらいは最終版が来て、何か御意見があれば言えるところがあるんですか。

(井口課長補佐)

そうです。今日はもう頭出しだけです。この後コミュニケーションシートがしっかり運用できるようになった上で、廃止の御議論に関して御相談したいということです。

(上鹿渡分科会長)

分かりました。まだ細かいところはこれからで、今の流れというか、方向性について御意見や御質問があれば伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。

(杉山委員)

令和2年の改定の議論に私も参加しているのを覚えているんですけども、そのときは、年齢について65歳という縛りがありました。そのときに65歳と一律に上限を設けるのはどうなのかという話を申し上げた覚えがありまして、そのときに年齢の上限が設けられた云々というのが、今解説の中に書いてある内容、これは私もよく覚えている内容ですので、こういうふう基準とか、あるいはルールもそうですが、そのときの背景とかいろいろなことを考えながら変化していくということは、私はありだと思っているので、そのように申し上げたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ではまた考えていただいて、アセスメントのところはどうできるか非常に関わってくる問題で、そちらのほうの実質的なものを示すことかと思えますので、またそのようにお願いします。

ありがとうございました。それでは、これで(3)は終了になります。すみませんが、4時半を過ぎていますが、最後に意見交換ということで、項目が残されています。一応ここまでのそれぞれの項目で御意見をいただいてきたのですが、言い足りなかったところとか、後で思いついたところ、さらに思いつけばメールでいただければと思うんですが、今の段階で何か皆さんほうから、御意見や、最後これは確認したかったということがあれば、この場でいただけたらと思えますが。

篠田委員、お願いします。

(篠田委員)

今日の内容からはかけ離れたかもしれないんですけども、ライフストーリーワークの研修がときどき御案内が来たりするんですけども、結構高額です。乳児院でもライフストーリーワークというのはすごく大事だと思っていて、乳児院からおうちに帰ったとしても、里親さんだったり施設だったりしても、乳児院にいたときに記憶は、子どもたちが大きくなってからはほとんどなくて、将来高校卒業するぐらいになって自分のルーツをたどって訪ねてきてくれるということがあるんですけども、その当時の様子を知る職員はそんなにも残っていませんので、今、うちの乳児院の取組としては、乳児院にいたときの子どもの姿をできるだけ写真であったり、養育担当であったり、職員が見たときのエピソードをつけて残して、将来訪ねてきたときに誰かが必ず答えてあげられるようにするという取組をしているんですけども、もう少し専門的な方からしっかり研修を受けて身につけていきたいという思いがあるので、そういった研修を県のほうでももう少し気軽にといいか、より多くの職員が受けられるような研修の機会をつくっていただけるといいなと思っているので、検討をお願いしたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。意見交換なので、県から何か答えがあればいただけたらと思います。

(井口課長補佐)

ライフストーリーワークに取り組んでいかなければいけないという話は、パーマネンシー保障の話と併せて計画にも盛り込んでいますので、なかなか今年度はいろいろなことを御報告申し上げたとおり取り組んできた中でそこまで追いついていないところがございますが、また少し落ち着いてきたところでそういったところはまた考えていきたいと思っておりますので、乳幼児のライフストーリーワーク的なところもあるでしょうし、もう少し長いスパンで養護施設等で取り組むようなライフストーリーワークという本格的なものもあるでしょうし、また皆さんで、私たちも含めて勉強できる機会をつくっていききたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今のような今日なかった話でも結構です。  
武捨委員、どうぞ。

(武捨委員)

後期計画の中で、私は母子生活支援施設という立場から、ずっとこの計画に沿って、あるいはその先の将来に向けて施設のありようや機能・役割をどうしたらいいんだろうとずっと考えてきております。

母子生活支援施設が一番の強みとするのは、親と子が、つまりお母さんだけですけれども一緒なんだと。それ自体は私は家庭養育であると考えております。ただ、お母さんの中には子育ての力が十分備わっていないという方が多いものですから、そういう意味で、子どもへの支援と併せて施設支援が混在するという、これが母子生活支援施設の強みだと思っておりますので、将来的にこの施設が県内に2～3か所、1か所は今改築中で休んでおりますけれども、数少ない施設の存在ではありますけれども、地域の中で十分役に立っていけるということを模索しながら考えていきたいと。委員の皆様にも、ぜひぜひ私のほうに御助言等をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。  
県のほうから何かありますか。

(井口課長補佐)

今の御意見についてですが、後期計画の中でも、武捨委員がおっしゃるとおり、母子生活支援施設のほうは、母子共にという形で、家庭養育優先原則をまさに実施できる場だという形で位置づけておりまして、母子と一緒に過ごすことで、そういった環境が整っている中でケアができるといったところを強みとしてやっていただければいいかと思っております。

そういった施設への入居といった経験を生かして、さらに地域で活躍していただくといいところにもさらにつなげていけるとと思いますので、引き続き一緒にやってくれればと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。

それでは、時間も過ぎましたが、本日本日の議題は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

#### 4 その他

(上鹿渡分科会長)

最後に「4 その他」で事務局から御説明をお願いいたします。

(岡村主査)

事務局の岡村から失礼いたします。本日の旅費についてです。領収書等出た方については、返信用封筒をお渡ししておりますので、速やかに御提出いただければ、1回分まだ残っている部分がありますが、今月中にお支払いさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

(井口課長補佐)

そうしましたら、上鹿渡分科会長、委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年度最後の分科会ということでございましたので、一言、児童相談・養育支援室長の小川から御挨拶を申し上げたいと思います。

(小川児童相談・養育支援室長)

本日は長時間にわたり、これまでの取組等、こちらから一方的に説明する時間が大変多く、皆さん大変お疲れだったかと思います。その中でも、いろいろと意見表明の支援に関するさらなる促進や、一時保護の関係で、養護施設への委託の一時保護の実態の話や、通学がどうなっているかとか、いろいろ重要な視点を確認させていただきまして、大変ありがとうございました。

今日は、時間もなくてもっと御意見を伺えたらと思っているのですが、また戻られて、何かお気づきの点がありましたら、またメール等でお寄せいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

本日本日これで今年度の分科会は終了でございますが、任期等の関係で交代になる方もいらっしゃるかと思いますけれども、また来年も引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。本日は大変貴重な御意見等賜りましてありがとうございました。

お疲れだと思しますので、お気をつけてお帰りいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

## 5 閉 会

(井口課長補佐)

そうしましたら、御案内申し上げますと、8月31日で3年の任期が一区切りになりますので、また継続等に関しましては御相談させていただきたいと思えます。

来年度の分科会に関しては、まだいつ開催というところはこれからでございますが、できましたら8月31日より前に一度開催ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の分科会を終了いたします。誠にありがとうございました。

(了)